

平成30年 2 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成30年 3 月 7 日～ 8 日

場 所 第 4 委員会室

平成30年 3月 7日 (水曜日)

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

午前 9 時58分開会

説明のため出席した者

会議に付託された議案等

- 議案第55号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第59号 平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第60号 平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第61号 平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第65号 平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第82号 民事訴訟事件の和解について
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取扱いについて
 - ・林業担い手育成総合研修「みやざき林業大学校 (仮称)」基本計画 (案) 等について
 - ・耳川広域森林組合における不適正事案について
 - ・平成29年度うなぎ稚魚の採捕状況等について
 - ・太平洋くろまぐろ小型魚の操業自粛について
 - ・「第90回アカデミー賞授賞式」のアフターパーティー (ガバナーズ・ボール) における「宮崎牛」の採用について

環境森林部

環境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
環境 森 林 部 次 長 (総 括)	黒 木 義 博
環境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	福 満 和 徳
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	大 西 祐 二
みやざきの森林 づくり推進室長	黒 木 哲 郎
環 境 管 理 課 長	川 井 田 哲 郎
循 環 社 会 推 進 課 長	天 辰 晋 一 郎
自 然 環 境 課 長	廣 津 和 夫
自 然 公 園 室 長	大 岩 根 充 明
森 林 経 営 課 長	甲 斐 良 一
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	三 重 野 裕 通
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	日 高 和 孝
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	渡 邊 幸 一
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	下 沖 誠
工 事 検 査 監	長 友 善 和

農政水産部

農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	野 口 和 彦
県 参 事 兼 農 政 水 産 部 次 長 (農 政 担 当)	宮 下 敦 典
農 政 水 産 部 次 長 (水 産 担 当)	成 原 淳 一
畜 産 新 生 推 進 局 長	坊 蘭 正 恒
農 政 企 画 課 長	酒 匂 重 久
新 農 業 戦 略 室 長	鈴 木 豪

出席委員 (7人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀 代 子

農業連携推進課長	山本泰嗣
みやぎブランド 推進室長	外山直一
農業経営支援課長	牛谷良夫
農業改良対策監	長友博文
農地対策室長	浜田真郎
農産園芸課長	土屋由起子
農村計画課長	山下恭史
畑かん営農推進室長	菓子野利浩
農村整備課長	凶師郁夫
水産政策課長	毛良明夫
漁業・資源管理室長	外山秀樹
漁村振興課長	田中宏明
漁港漁場整備室長	押川定生
畜産振興課長	花田 広
家畜防疫対策課長	三浦博幸
工事検査監	東 勇一
総合農業試験場長	甲斐典男
県立農業大学校長	後藤俊一
水産試験場長	田原 健
畜産試験場長	久保田和弘

事務局職員出席者

議事課長補佐	濱崎俊一
議事課主任主事	八幡光祐

○後藤委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしましたので、ごらんください。

環境森林部が説明43分、農政水産部が63分ということで、農政のほうがどうしても出先機関があって、待機が不可能なものですから、一応農政を午後一番からということですが、日程案

のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川野環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

まず、資料にはございませんが、新燃岳噴火について、被害の状況と、そしてその対応について御説明させていただきます。

環境森林部関係では、原木シイタケへの降灰により被害が発生しておりまして、市町村や関係団体への注意喚起などの文書を昨日発出したところでございます。

また、前回10月の噴火の際に、高原町役場に二酸化硫黄の自動測定器を設置いたしましたが、今回の噴火で、さらにポータブル型を配置し、監視の強化を図ったところでございます。

霧島連山では、硫黄山や御鉢なども火山活動が非常に活発化しておりますので、今後ともその動向に十分注視するとともに、被害には早急に対応したいと考えております。

それでは、お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項でございますが、提出議案が4件、その他報告事項が3件でございます。

まず、Ⅰの予算議案としまして、議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算」など4件でございますが、これにつきましては後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱのその他の報告事項につきまして、1の総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについてなど3項目につきまして御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

歳出予算集計表でございます。

この表は、議案第55号を初めとする4つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

このうち、議案第55号に関する一般会計の補正につきましては、国の補正予算に伴う増額や事業費の確定など、必要な措置をするものでございまして、表の中ほど、2月補正額の計——網かけしておりますが、Bの列の一般会計の小計欄でございます。24億6,840万2,000円の減額をお願いしているところでございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、その右側の補正後の額Eの列に書いてありますとおり、183億1,600万7,000円となります。

また、議案第59号から61号に関する特別会計の補正につきましては、一般会計への繰り出しに伴う増額や貸付金の減少に伴う利息等の減額でございまして、下から2段目、同じく網かけをしておりますが、特別会計に係る2月補正額の計、Bの列、小計欄4,214万1,000円の増額をお願いしているところでございます。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は、表の一番下の列、補正後の額、網かけしておりますEの列の環境森林部合計の欄195億8,816万2,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

繰越明許費補正（追加）分についてでございます。

これは、用地交渉や工法の検討等に日時を要したことにより工期が不足するもの、あるいは、事業主体において事業が繰り越しになること等の理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

議案第55号関係が、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の所管事業でございまして、表の合計欄、網かけしておりますとおり、135カ所、33億3,133万9,000円の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

次に、3ページをごらんください。

繰越明許費補正（変更）分についてでございます。

議案第55号関係が、自然環境課、森林経営課の所管事業を合わせまして、表の合計欄、これも網かけしておりますとおり、58カ所、24億2,410万円の増額をお願いするものでございます。

次に、4、債務負担行為補正（追加）分についてでございます。

これは、自然環境課が所管しております山地治山事業につきまして、平成30年度までの期間で、限度額1億5,100万円、森林経営課が所管しております林業専用道整備事業（峠谷線）につきまして、平成30年度までの期間で、限度額5,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長、室長が説明申し上げますので、よろしく御願いいたします。

○大西環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成29年度 2月補正歳出予算説明資料の175ページをお開きください。

環境森林課の補正額であります。一番上の段の左から2列目の補正額の欄にありますように、2,741万8,000円の減額補正をお願いしております。

その内訳は、その下にありますように、一般会計が9,523万6,000円の減額、特別会計が6,781万8,000円の増額であります。

この結果、補正後の額は、一番上の段の右から3列目にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして37億509万9,000円となります。

それでは、以下、主な内容について御説明いたします。

178ページをごらんください。

上から2段目の(事項)地球温暖化防止対策費133万6,000円の増額であります。

これは主に、説明欄1にあります再生可能エネルギー等導入推進基金事業の事業費確定に伴いまして、その基金残高153万6,000円を国庫返還することによるものであります。

179ページをごらんください。

下から3段目の(事項)森林環境税基金積立金1,797万5,000円の増額であります。

これは、森林環境税の収入見込みが増額になったことによるものであります。

次に、180ページをお開きください。

下のほうの(事項)林業公社費5,064万6,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄1の貸付金5,000万円の減額であります。

これは、宮崎県林業公社の今年度の収支が黒字の見込みとなったことから、県の貸付金を減額するものであります。

次に、181ページをごらんください。

山林基本財産特別会計についてであります。

上から5段目の(事項)県有林造成事業費776万1,000円の増額であります。

主なものとしまして、説明欄4の建設事業費718万6,000円の減額は、国庫補助事業の活用により森林作業道整備の委託料が減額となったもの、また説明欄5の繰出金1,800万円の増額は、県有林の土地売り払いなどの収入の一部を一般会計に繰り出すものであります。

次に、183ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

上から5段目の(事項)県行造林造成事業費6,422万4,000円の増額であります。

主なものとしまして、説明欄3の補助費等1,101万9,000円の増額は、主伐の売り払い収入の増により土地所有者に支払う分収交付金等が増額となったことによるもの、説明欄4の建設事業費1,357万6,000円の減額は、保育間伐等の実施箇所を見直したことなどによるもの、また、説明欄5の繰出金6,800万円の増額につきましては、主伐の売り払いなどの収入の一部を一般会計に繰り出すものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川井田環境管理課長 続きまして、環境管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の185ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で5,333万2,000円の減額をお願いしております。

この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は2億8,841万円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

187ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費972万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、大気汚染常時監視事業の585万1,000円の減額であります。これはPM2.5等の大気汚染物質の監視に伴う、測定機器購入の入札残などです。

次に、188ページをごらんください。

一番下の(事項)公害保健対策費2,311万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、公害健康被害補償対策費の2,089万8,000円の減額です。これは、土呂久公害に係る認定患者の方々への医療費や障害補償費等の給付額が、当初の見込み額を下回ったことによるものなどです。

次に、189ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1,559万9,000円の減額です。

主なものとしましては、説明欄の3、浄化槽整備事業の1,500万3,000円の減額です。これは、市町村に対する合併処理浄化槽の設置に係る補助において、市町村の要望基数が、当初見込んでおりました約1,100基を140基程度下回ったことによる執行残などです。

環境管理課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○天辰循環社会推進課長 それでは続きまして、循環社会推進課の補正予算について御説明いたします。

資料の191ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で831万2,000円の減額をお願いしております。

この結果、右から3列目にありますように、

補正後の額は19億1,936万5,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

193ページをお開きください。

まず、中段中ほどの上のほう、(事項)一般廃棄物処理対策推進費728万2,000円の減額です。

主なものとしましては、説明欄の2、海岸漂着物等地域対策推進事業の630万円の減額です。これは国庫補助決定に伴いまして、補正減をするものであります。

次に、その下の(事項)産業廃棄物処理対策推進費2,980万円の増額です。

主なものとしましては、説明欄の2、産業廃棄物処理監視指導事業の845万円の減額です。これは、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類等の検査委託の入札残や、PCB廃棄物処理推進員等の人件費や監視指導活動経費の執行残などです。

次に、5つ下の7、産業廃棄物税基金積立金の4,593万2,000円の増額です。これは、産業廃棄物税の税収見込みの増等によりまして、基金への積立金を増額するものであります。

次に、194ページをお開きください。

(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費3,083万円の減額です。

主なものとしましては、説明欄の2、循環型社会推進総合対策事業の3,056万2,000円の減額です。これは、産業廃棄物リサイクル施設の整備を行う事業者に対して交付する補助金におきまして、関係団体に呼びかけるなど募集をいたしましたけれども、今年度は申請がなかったことによりまして執行残などです。

循環社会推進課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○廣津自然環境課長 それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の195ページ、自然環境課のところをごらんください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1億6,980万6,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、34億969万1,000円となります。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。

197ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項)公共工物品質確保強化対策費で338万6,000円の減額であります。

この事業は、公共工事の品質確保等を図ることを目的にしまして、宮崎県建設技術推進機構に施工体制監視チームによる現場点検を委託するものでありますが、人員に変更が生じたことにより委託料を減額するものであります。

1枚めくっていただきまして、198ページをごらんください。

中段の(事項)山地治山事業費で3億2,184万4,000円の増額であります。

これは、国の当初予算に係る国庫補助決定に伴う、約4億5,500万円の減額と、国の補正予算に伴います7億7,000万円の増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、説明欄にあります治山事業など1から3の事業によりまして、日向市椎谷地区ほか13カ所で、治山ダム等の整備を行うものであります。

次に、下の(事項)緊急治山事業費で3,487万円の減額ありますが、本年度は事業対象となる箇所が少なかったことから減額するものであります。

次に、199ページの一番上の(事項)林地崩壊防止事業費につきましては、災害関連の事業であります。本年度は該当する事業箇所がなかったことから、全額を減額するものであります。

次に、その下の(事項)保安林整備事業費で1億4,177万3,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴う補正であります。

次に、一番下の(事項)鳥獣管理費で162万5,000円の減額であります。

これは、説明欄の1の鳥獣保護区等周辺野生鳥獣適正管理事業で、鳥獣保護区等の周辺における電気柵の設置等を助成しておりますが、有利な交付金事業へ振りかえて実施した市町村があったことなどから減額となったものであります。

1枚めくっていただきまして、200ページをごらんください。

中段の(事項)自然公園事業費で1,540万円の増額であります。

これは、国の当初予算に係る国庫補助決定に伴う、約1,000万円の減額と、国の補正予算に伴う2,500万円の増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、説明欄の2の(1)の国立公園整備事業で、韓国岳登山道の防災・減災対策としまして、登山道や休憩所を整備するものであります。

最後に、一番下の(事項)治山施設災害復旧費で2億9,813万5,000円の減額ありますが、本年度は施設被害が少なかったことから減額するものであります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○甲斐森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の203ページをお開

きください。

森林経営課の補正額は19億7,533万9,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、60億1,158万8,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

1枚めくっていただいて、205ページをごらんください。

上から5行目の(事項)森林計画樹立費で971万円の減額であります。

これは、説明欄(1)の森林資源情報整備推進事業において、国庫補助決定に伴う減によるものであります。

次に、(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費4,661万6,000円の減額であります。

この事業は、森林経営計画の作成や、作業路の改良などを支援する事業であります。市町村からの申請に基づいて事業費を決定したことによる減額であります。

次に、林業普及指導費で889万9,000円の減額であります。

206ページをお開きください。

これは、説明欄4のみやざき林業青年アカデミー等研修事業において、アカデミー生への給付金が10名から5名になったことによる減額であります。

次に、下から2つ目の(事項)森林整備事業費で1億9,776万1,000円の増額であります。

これは、まず、国当初予算分において、国庫補助決定との内示差に伴い、約2億4,200万円の減額と、そして、国の補正予算に伴い、約4億4,000万円の増額を合わせたものであります。

207ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で4億4,696万5,000円の増額であ

ります。

これは、国の補正予算に伴う補正でありまして、説明欄(1)の間伐材生産強化対策事業や(2)の間伐推進路網整備事業で間伐材生産や路網整備を支援するものであります。

詳細につきましては、後ほど、山村・木材振興課より常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費で4億7,979万3,000円の減額であります。

これは、まず、国当初予算分について、国庫補助決定との内示差に伴い、約7億1,600万円の減額と、そして、国の補正予算に伴い、約2億4,000万の増額を合わせたものであります。

208ページをお開きください。

一番上の(事項)林業専用道整備事業費で5,339万8,000円の減額であります。

これは、まず、国当初予算額について、国庫補助決定との内示差に伴い、約7,400万円の減額と、そして、国の補正予算に伴い、約2,000万円の増額を合わせたものであります。

次に、(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で9,023万の減額であり、これは、国庫補助決定に伴うものであります。

209ページをごらんください。

一番上から4行目の(事項)林業災害復旧費で19億2,362万9,000円の減額であります。これは、29年度の林道の災害の発生が少なかったことにより、当初予算額まで達しなかったことによるものであります。

森林経営課からは以上であります。

○三重野山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料211ページをお開きください。

当課の補正予算額でございますが、左から2列目、補正額の欄でございますように、1億9,205万4,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、その下にありますように、一般会計1億6,637万7,000円の減額、特別会計が2,567万7,000円の減額でございます。

この結果、補正後の額でございますが、一番上の段の右から3列目でございますように、一般会計と特別会計合わせまして42億5,400万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、213ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費3,755万8,000円の増額でございます。

主なものとしたしましては、説明欄の3でございます林業経営構造対策事業費補助金7,427万7,000円の減、4の木材産業構造改革事業費補助金2億6,717万5,000円の減でございます。

これは、国に要望しておりました高性能林業機械の導入や木材加工流通施設の整備といったものが事業採択されなかったといったことに伴いまして、減額するものでございます。

説明欄の7番目でございます合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業3億9,436万6,000円の増額につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次の(事項)木材産業振興対策費1億7,201万2,000円の減でございます。

1ページおめくりいただきまして、214ページの説明欄をごらんください。

主なものとしたしましては、一番目の木材産

業振興対策資金1億7,000万円の減でございます。

これは、原木価格の下落に備えまして、事業者に対し、当面の運転資金を貸し付けることができるよう、金融機関に預託する予算を確保しておりましたが、本年も幸いに原木価格の大きな下落というものはなかったことから、減額するものでございます。

次に、一番下の(事項)になります、木材利用技術センター運営事業費1,147万7,000円の減額でございます。

これは主に、説明欄の1の維持管理費、次のページ、215ページの2の試験研究費におきまして、人件費、光熱費の執行残、あるいは試験研究用機器購入費の執行残というものがございましたことから、減額ということになったものでございます。

次に、上から2つ目の(事項)林業担い手総合対策基金事業費1,417万1,000円の減でございます。

これは主に、説明欄2の森林の仕事就業定着促進事業におきまして、認定林業事業者を対象に、新規参入者の雇用に対する奨励金交付、再参入者を雇用し研修を実施した場合の経費の補助を予定していたというものでございますが、対象者が当初予定しておりました人数から減少したということでございまして、減額となったものでございます。

1ページおめくりいただきまして、216ページをお開きください。

林業改善資金特別会計でございます。

(事項)林業・木材産業改善資金対策費2,567万7,000円の減額でございます。

この予算は、林業従事者や素材生産事業者、木材加工事業者等に無利子で設備資金の貸し付

けを行うための経費でございますが、平成28年度、昨年度の貸し付け実績が当初の見込みより少なかったことで、本年度、借り主から償還されることを当て込んでいたものが、見込み額より少なくなったということで、減額するというものでございます。借り主からの償還金を財源の一部とするというものでございます。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、先ほど説明を保留しておりました事業について御説明させていただきます。

常任委員会資料のほうをお開きください。常任委員会資料4ページでございます。

こちらの合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業でございます。こちらにつきまして、森林経営課分もあわせて御説明をさせていただきます。

こちらの事業のまず目的・背景でございます。日EU・EPA及びTPP11によります新たな国際環境のもとで、県が川上から川下まで林業・木材産業関係者と共同で策定した体質強化計画に基づきまして、製材工場の大規模化、高効率化を初め、製造コストの低減化、高付加価値品目への転換等を進めるとともに、これらに向けまして原木を低コストで安定的に供給するため、認定林業経営体等が行います路網整備や間伐材の生産、高性能林業機械の導入等に対して一体的に支援をするというものでございます。

予算額でございますが、2の(1)にありますとおり、森林経営課及び山村・木材振興課分合わせまして8億4,133万1,000円をお願いしております。

5の事業内容でございますが、1の間伐推進路網整備事業、2の間伐材生産強化対策事業及び3番目の高性能林業機械等整備事業では、製材工場等に対する原木を低コストで安定的に供

給するための路網整備、間伐材の生産支援、高性能林業機械の導入への支援を、それぞれこの1、2、3の事業で行うこととしてございます。

4番目の木材加工流通施設等整備事業では、こうして生産された木材を今度製品化するために、製造コストの低減化、高付加価値品目への転換を進める製材工場、あるいは大規模・高効率化を図ります原木市場の整備へ支援を行っていかうということにしております。

こうした取り組みを通じまして、3の事業効果にありますように、生産の効率化を進める製材工場を整備しまして、間伐材が低コストで安定的に供給され、本県の林業・木材産業の国際競争力が強化されるということを実現していきたいというふうに考えてございます。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○山下委員 今、最後に説明していただいた説明資料の4ページで、この(5)の事業内容ですよね。これで補助率が定額メーターの2万5,000円ということですが、これ路網整備ですね。2万5,000円の工事ってどの程度ですか。もちろん舗装はできないですよ。その辺を教えてください。

○甲斐森林経営課長 林業専用道の、2万5,000円というのは*3級林道並みの規格でやるということっております。中には、そういう拡幅等入れたりとか、あと危ない所にはのり面の保護等もできるようになっておりまして、極めて林道に近い形での道を開設する事業でございます。

※13ページに訂正発言あり

○山下委員 私が市議時代ですよ。都城も山が多いものですから、路網を整備する中で単価が安いために、災害の元凶になるというようなおそれが出た現場を見たことがあったんですが。森林組合等がやりますよね。それぞれ路網を入れていく中で、谷がありますよね。その中で土管を入れたりU字溝入れたりして、水の流れとこの確保していかないといけないということで、メートル当たりの単価が安いもんだから、路網を通すことによって、災害が逆に起こるような。その2万5,000円というのは、そういう問題って出てこないわけですか。完全な路網ができるという表現でいいですか。

○甲斐森林経営課長 委員言われるとおり、そういう排水とか、例えばそういうヒューム管を通して、上にきちっと道を入れるような構造もできるということで、ある程度そういう安全も、そして環境に配慮した道ができるというふうに考えております。

○山下委員 例えば100ヘクタール、そういう面積のところに、どうしても間伐とか全伐をしていく場合に路網が必要ということで、皆さん通されると思うんですが、あと何年か使わない中で非常に荒れてくるんですよ。その路網の後の補修とか、その辺の問題というのは、後のいろんな補助金がついてくるものですか。維持のための補助。

○甲斐森林経営課長 作業路的な、作業道的なものに関しては、*県単の作業道の復旧というのがございます。それぞれ災害の復旧をやっていく制度がございますので、そういうものを活用してもらって復旧していただくということでございます。

○山下委員 今、各市町村等、山の持ち主とか、いろんな山の団体のほうから、作業道の路網の

整備の要望というのは、かなり来ているものですか。

○甲斐森林経営課長 宮崎県は路網ネットワークという形で、長期計画の中でヘクタール当たり40メートルと、こういうのを目標に30年まではということをやっております。

そういう目標の中で、今現場のほうでは再造林が非常に重要と。また一貫作業での作業も必要と。それと非常に主伐が多くなって、ある程度大規模な道も必要というようなことで、拡幅なり、新たな道の整備なりの要望は非常に多い状況でございます。

○山下委員 同じく4ページの②番なんですが、間伐材生産強化対策事業ですよ。補正額は3億3,600万の増ということでしょうけれども、このヘクタール当たり35万、定額メートル2,000円という、これどういう事業になるんですか。

○甲斐森林経営課長 これにつきましては、搬出間伐ですね。間伐率約30%を考えた間伐をやっていくという形で、ヘクタール当たり35万の定額での補助をしております。

それから、どうしても間伐となりますと、毛細的に道を入れていくと。ただある程度機械でそこまで持ってきて搬出するというような形になりますので、メートル2,000円の道もあわせて開設ができる仕組みの制度でございます。

○瀆砂委員 今の関連なんですが、作業道の開設というのは、宮崎県に限らず、どこでもこういう方法でやっているんですかね。山の中をずっと縫うように作業道開設していきますよね。これはさっきの話のように、10年ぐらいしたら根腐れして、山崩れの原因になったりするのは、頻繁に起きていることなんですが、国全体としてこういう出し方を今やっているんです

※13ページに訂正発言あり

かね。昔は架線やって、きれいに出していたんですよ。あのころは山崩れは余りなかったんですけれどね。どうでしょうか。

○甲斐森林経営課長 委員が言われるように、前は架線出すというのが主体でございました。近年は、こういう路網を入れることによって低コスト化を図ると。今拡幅とか、ここにありませんような、規格を上げた林業専用道というような形の道を積極的に進めようというのがございます。

今後は、こういう林道も含めて、作業路、それから最適なそういう2,000円の道という形で、ネットワークをきちっとつくって開設していく。そういう適材適所の道を入れていくという形で、市町村、組合、そういうところを含めて計画を組んでいるのが現状でございます。

○濱砂委員 それが一番安くつくんだね。勾配とかいうのは規制があるわけ。掘り放題ですか。

○甲斐森林経営課長 勾配というのは、作業道的には、例えば14%までとか、ある程度作業道作成指針をつくっております。余り急勾配な道であると、災害もありますけれども、そういう運搬車も上がらないと。そういうことで、ある程度最低ラインの道の勾配というのを作成基準の中で定めまして、指導しているという状況でございます。

○濱砂委員 もう一つ、179ページの森林環境税です。はっきり覚えてないんですが、徴収基準はどうなっていたんですかね。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境税の徴収基準ということでございますが、基本的に県内に住所を有する^{*}世帯のほうから500円ずつ、年間集めることにしております。年間で約3億円の環境税が集まるということになっております。

○濱砂委員 500円というのは、基準は1人から500円ですか。住民税に加えて。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 県内に住所のある人に対しまして、住民税を徴収するときに、あわせて500円をいただくということにしております。

○濱砂委員 個人ですね。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 はい、^{*}個人です。

○濱砂委員 現在までの積立金は、トータルで、どのくらいあるんですか。ついでに使用事例があれば。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 平成29年度末におきまして、1億1,600万の残ということになっております。

○濱砂委員 本年度が補正後の額で3億426万8,000円でしょう。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 これから使途事業としまして、森林環境税はいろんな事業に使っておりますので、それを支払った後の残額が今言った数字でございます。

○濱砂委員 使用の主なものは、どんなものなんですか。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 主に県民参加の森づくりとしまして、ボランティア活動に対する補助とか、それから本県の場合は再造林が非常に重要な案件になっておりますので、広葉樹の造林とか再造林する場合の補助金の上乗せとか、そういったものに使っております。

○濱砂委員 189ページの、浄化槽の整備事業、1,500万の減額。これは今現在使用しているのが宮崎市と日南市と綾町でしたかね。そのほかには、この制度を利用している市町村はふえてないんですか。

※16ページに訂正発言あり

○川井田環境管理課長 今委員おっしゃったように、宮崎市、日南市、綾町が今この制度を活用されております。今のところ、この3自治体です。まだこれからです。

○濱砂委員 非常にいい制度で、1割ぐらいの持ち出しですね。

○川井田環境管理課長 そうです。

○濱砂委員 今までのものとするとかかなり条件がいいんですけど、何で進まないのかなと思うんですが、営業しているの。

○川井田環境管理課長 私どもも各市を回って、この制度を御説明してまいりました。一応首長さん方も理解をさせていただいておるところです。

ただし、実際これを進めるとなりますと、まずは制度的に自治体でそういう組織をまず確保しないといけないというのと、それとあと今実際に個人設置型で補助しております。6割負担を、個人が出しております。ことしから制度を始めますと、1割負担になりますとなったときに、1年早く個人設置型でつけた人の負担金と、これからされる方の負担金の差がありますので、そのあたり不公平感が出るんじゃないかということも危惧をされております。

そういうこともありまして、そう簡単にさあやりましょうというわけには、なかなかまいらないので、そこは各自治体でいろいろ知恵を絞って進めるようなやり方で、今、我々も説明をしているところでございます。

○濱砂委員 ぜひ進めていただきたいんですよ。この前もちょっと話をしたけれど、20年ぐらい前ですよ、浄化槽整備をしているのは。ほとんど20年か30年ぐらい前なんですよ。

そのときにエリアをつくって、この範囲全部下水道に流しておりますという条件でこの設備をつくっています。かなり大きな設備をつくっ

ていますが、これがまだ全部使用されていない。配管、本管が入っていないところが計画の中にまだあるんですよ。これ本管を引いて、そこでみんなが下水道使用を始めて、全体が動き始めて、初めてこれがフル活動する。途中なもんですから、本管を引いた後に、それも5年以内につなぎ込みなさいということだったんですが、これはなかなか資金的な都合でうまくいってないのが現実なんですよ。

高くつくから、ここで切って。奥のほうのエリアの中の人たちも、これを利用したほうがよっぽど安いんです。何かいい方法ないものではないかな。また検討してみてください。

○川井田環境管理課長 また市町村と検討させていただきます。

○濱砂委員 193ページ、海岸漂着物地域対策推進事業費の6,300万の減額。この漂着物の処理、最終処理はどうしているんですか。

○天辰循環社会推進課長 基本的に海岸漂着物、流木等につきましては海岸管理者、例えば県の県土整備部、農政水産部、ここが管理者として基本的には処理はしております。

ただここで言うております補助金につきましては、さらに環境整備とか、そういった環境美化の点からやる補助金ということ、もう一つは啓発ということで、これは組んでおる事業になります。

○濱砂委員 最後の処理はどうするんでしょうかね、集めた漂着物は。

○天辰循環社会推進課長 基本的に処分場、最終処分場のほうに持っていきなり焼却。形態によって違います。またその内容によっても違いますが、それを分けた上で処理をしているような状況でございます。

○濱砂委員 この説明事項の中で、たくさん国

庫補助決定等に伴う減額補正してるんですが、これつまり国に補助金の申請してたけれど、認められなかったということなんですか。

○天辰循環社会推進課長 詳細を申し上げますと、実は例年は当該年度に国が予算を組んだものを翌年度に繰り越して、各県に交付していた状況がございます。

ただ28年度につきましては、通常は繰り越す分を当該年度に経済対策予算として執行してしまっただめに、29年度は県に交付がなかったと。そのために実質的な交付決定がなかったということで減額という形になります。

○濱砂委員 県はしかし、それを予定して予算を組んだけれども、2分の1なり3分の1なりそうなんですが、国からの助成がなかったために執行できなかったということでしょう。

○天辰循環社会推進課長 そのとおりでございます。

○甲斐森林経営課長 山下委員の説明のときに訂正がございました。

林業専用道路の2万5,000円の分につきましては、先ほど3級林道と言いましたけれど、林道の2級クラス、2級林道扱いという形であります。

それと県単での作業道の復旧と申しましたが、この林業専用道の2万5,000円のものにつきましては、国の中に補強事業というのがございまして、その事業を使って補強するというのもできるという事業でありますので、ここを訂正させていただきたいと思えます。

○山下委員 今の説明では、この2級で2万5,000円ということですよ。これ3級の場合で何ぼですか。1級の場合で何ぼですか。メーター当たりの単価、教えて。

○甲斐森林経営課長 通常は大きな森林基幹道

とかは1級というような形ではやっているんですけど、1級から3級までのこういう仕分けというのは、普通はやっておりません。

今回の林業専用道に関しては、2級林道扱いという規格に合っているということで、2級相当になっているという形でございます。

○山下委員 さっき言った、以前ですよ、作業道入れるのに、メーター1万円しかない。これが3級だったのかなと今思ったんですが、私も現場に行ったときに、メーター1万円しかないもんだから、ここにU字溝とか入れて、グレーチングまでかけてやりたいんだけど、とても予算内でできない。現場でそこ辺の予算額と工事単価がうまくいっているかなということで、疑問だったもんだから確認。そういう問題、何もないですか。現場とのそごというのは。

○甲斐森林経営課長 そういう申請があったら現地の状況を見て、これが実際2万5,000円できちっとできる道かというのは、事前に現地を調査するというような形です。

それとこの2,000円ぐらいの道も、現地を見ながら、例えば傾斜が非常にきついか、岩盤が出て、これは道の開設としては余り適切でないというところについては、ちょっと厳しいですよと指導していくという形で、現状では言っているという状況でございます。

○山下委員 ぜひ現場を見ていただいて、そこ辺はあと2次災害が出ないような、ちゃんとした体制がとれるようにしてってください。

それと同じく、さっきの常任委員会資料の4ページなんですけど、④木材加工流通施設等整備事業。これは今、大径材がどんどん出てくる中で、大径材を地元の製材工場で製材する機械——製材所、そういうところは二連びきですか、

帯のこが2本あって。その整備がなかなか進んでないということを聞いていたんですが、そういう整備にこれは使える予算と理解していいんですか。

○日高みやざきスギ活用推進室長 今委員がおっしゃいましたように、これまで県内の製材工場は柱をとるためのラインが主だったんですが、大径材ということになりますと、柱をとると効率が悪いと。それで、大径材を板をとるような形で一度にひけるソー——ギャングソーというような機械があるんですが、最近はそのような体質を変えていくことで、まさにEPA、TPP対策では、生産量だけではなくて、外材がひいてないものをひくというような体質を変えるというようなことですので、そういった大径材から板を効率的にとるといような施設につきましても補助対象としております。

○山下委員 この予算の中で、そういうことが整備されてあるという認識でいいですね。

○日高みやざきスギ活用推進室長 国のほうの補助対策につきましても、単なる生産量の増大だけではなくて、そういった体質を変えていく。大径材をひいていけるように、板として出していけるようにという方向性になっておりまして、県としても、そのような方向で加工施設の整備に取り組んでいくという方針でございます。

○山下委員 206ページの、これは林業普及指導費の中で説明があったんですが、この説明の中の4番、みやざき林業青年アカデミー等研修事業。これ減が769万なんです、10名から5名で申し込みがなかったという理解でいいんですか。

○甲斐森林経営課長 申し込みはこれより多かったですけれど、面接とかそういうので、最終的に5名になったということでございます。

た。当初は10名ということで、国のほうに給付金を希望しておったんですが、最終的な決定した金額でまた国に要請をしまして、この金額になったということでございます。

○山下委員 どの項目やったかな。事業の予算が組んであって、担い手も何か少なかったような項目。どこでしたっけ、担い手のこと。何ページでしたっけ。

○三重野山村・木材振興課長 215ページの林業担い手総合対策基金の中の2番目です。森林の仕事就業定着促進事業のことだと思います。

こちらにつきましては、継続雇用された事業体に対して奨励金というものを助成しているところでございますが、残念ながら期間中に途中でやめられてしまったとかで、当初予定されていた方にお金を支払われなくなったということで、減額しているところでございます。

ただ、いずれにしましても、私ども事業体に対して、育てた方を雇っていただければ、こういう助成もするので、何とか継続して雇ってくださいますと、定着を応援しているところでございます。

○山下委員 あとまた出てくるんでしょうけれど、林業大学の整備が順調に進んでいるんですが、その前段として林業青年アカデミーとか担い手確保対策をこれだけやっていっても、なかなか山に行ける、自分をかけるという、人手が本当にどれだけ出てくるのかなと。この辺でみんな事業計画どおりに申し込みがだあっと来て、思いが上ってこない、大学を開講していく意味がないと思うんですよね。それを問題整理というか、この現状を踏まえて、どういう議論されていますか。そのあたりを教えてください。

○川野環境森林部長 御指摘のとおりなんです。

けれど、なかなか林業アカデミーの定員が10名でやっているところで5名だったということで、私たちが林業大学校を開講するに当たりまして非常に危機感を持ってしまして、実際オープンしても人が集まらないことが一番危惧されるところでございます。

今回のアカデミーの関係は、国の給付金を活用させていただいているところで、いろんな条件があって、その条件にそぐわない人が省かれた部分もありますが、十分に情報が行き届いていないというような実態もございました。

そういった反省点を踏まえまして、本当に林業に就業していただく、そういう方たちの掘り起こしの方法と、それから若い世代により林業を知っていただくことが必要だ、親御さんも含めて知っていただくことが必要だということを考えまして、今回、当初でもお願いしているんですけど、サポート体制というのをつくって、きめ細かに情報が行き届くような仕組みをつくっていく。

あと高校との意見交換等、今までやっておりませんでしたので、今回、そういうことに着手いたしまして、高校のニーズ等も踏まえながら、情報提供も行いながら、高校からまた林業大学校に次に入っていただくような、学生たちの掘り起こしにも取り組んでいきたいということで、危機感を持って、しっかりと林業をやっていただく人たちに情報を届ける仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

○山下委員 かなりふんどし締めてかからないと。過去、緊急雇用対策事業の中で、これも林業関係にかなり各分野から、森林事業の中で、各森林組合とか、そういうところが雇用抱えてやってきたんだけど、なかなか山に対する定着に行き着いてないんですよ。

だから、過去のいろんな事業、国もそれだけやってきた中でも、なかなか定着につながらないというのが大きな課題でありますから、よっぽどしっかりと組まなきゃいけないと思うんですよね。

それと、なれてない人たちが山に入ってきて林業事故というのがふえている。そういう相対的な問題も整理していかないと、なかなか林業に携わってくれる人たちの確保、担い手というのが難しいかなと思うんですけど、ぜひ問題意識を持ってやってください。

○濱砂委員 さっき2級林道という話が出ましたね。私も知らなかったんですが、1級林道と2級林道の違いというのは、1級林道、どこがあるんですか。県内にたくさんありますか。

○甲斐森林経営課長 通常で行く道というのは、ほとんどが1級林道でやっております。これは規格、それから幅員も含めて、そういうところで規格というのを決めておりますので、今ほとんど林道を抜いておりますけれど、それについては1級林道と。

○濱砂委員 例えば広域基幹林道尾八重銀鏡線は、2級じゃないの。

○甲斐森林経営課長 尾八重銀鏡線は幅員4メートル以下で、2級林道になっています。

○濱砂委員 1級は5メートル以上だという話を聞いたんですけど。そんな林道がたくさんありますか。

○甲斐森林経営課長 大体森林基幹道あたりは幅員と、路肩含めて5メートルというような形でやっている道でございます。

○濱砂委員 確認のために、1級林道は、利用道路の範囲が5メートルでしょう。

○甲斐森林経営課長 はい。

○濱砂委員 広いところ7メートルぐらい、両

横50センチずつとったら6メートル。これそんなに見たことがないですよ。1級林道、どこにありますか。

○甲斐森林経営課長 基本的な幅員の考え方は車道幅員が4メートル、それに横に50センチずつ路肩がついて、トータルの幅員という形で出しています。

○濱砂委員 だから、例として、どの辺の道路が1級林道というんですかね。

○福満環境森林部次長(技術担当) 私もはるか昔、三十何年前に林道の担当をしていたことがあるんですけども、基本的に林道規程ということで定められていまして、わかりやすいのは幅員によるものがあります。3級は車道幅員が2メートル、そして2級林道が3メートルです。だから、路肩を入れると4メートルになるわけです。1級林道は3メートルないし4メートルですので、最大、幅員も入れて5メートルになるということです。

それと利用区域というのがありまして、たしか500ヘクタール以上の森林面積があると1級林道ということになります。

濱砂委員が、7メートルとかおっしゃられるのは、大規模林道のことだろうと思います。それは超1級というか、そういう形で特別に二車線の道路が規格として認められて、それで開設しているということでございます。

○濱砂委員 だから、普通林道というのは1級、2級も正直、知らなかったんです。見たら広域基幹林道も2級なんです。1級林道というのは、どこにあるんですか。私は知らないから聞いていますよ。

○福満環境森林部次長(技術担当) どの路線というのが、私は記憶にないんですけども、500ヘクタール以上の森林区域、利用区域があるの

はかなりございます。

○濱砂委員 500ヘクタールあるんですよ、いろいろ調べたところが。1級林道、2級林道って分けられているのも知らなかったものですから、そこで1級林道にということをお願いをしているんですけど。1級林道が、この付近にあるんですかというたないんですよ。

○甲斐森林経営課長 例えば濱砂委員の地元である、児湯であれば長谷児原線とか小川銀鏡線、こういうのは1級林道。

○濱砂委員 これ1級なんですか。

○甲斐森林経営課長 1級林道でございます。

○濱砂委員 わかりました。

○山下委員 皆さん方、現場がぼんぼん出てくるようでないといかんわ。

それと、今1級、2級、3級という表現がありました。用地買収ですよ。これは1級だったら5メートルとか、何メートルとかでも、用地は無償提供になっているの。2級、3級は多分無償提供だったと思うんだけど、どんなになっているの。

○甲斐森林経営課長 一応基本的に林道につきましては、用地買収はしておりません。大規模林道とか、こういうものについて国が、緑資源機構でやっていたのは、用地買収までであったんですけど、今やっております広域基幹、森林基幹道、こういうものにつきましては、ほとんどが用地については無償提供でございます。

○山下委員 わかりました。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 先ほど濱砂委員から御質問のありました森林環境税の集め方なんですけど、私は、県民税の均等割で、個人から3億円という話を申し上げましたが、正確には個人からは2億5,000万、あと残り法人から5,000万ほどいただいておりますのでござい

ます。

○高橋委員 193ページの産業廃棄物税の増額補正です。産廃税がふえたということで4,500万ですか。ということは産廃の量がふえたということですよね。いろいろと中身を今から聞かないといけないんですけど、リサイクルが進んでないという考え方もあるし、経済が活性化しているのかなと。それと木質バイオマスがふえたですよね。灰を捨てる。そういったところも考え、いろいろ想定してみたんですが、この間の産廃税がふえていれば、そういった数字的なもの、それと要因について教えてください。

○天辰循環社会推進課長 今委員のおっしゃるとおりなんですけれども、産業廃棄物の処理量そのものは、そんなに大きく変わってないですが、その年によって若干増減がございます。景気動向等が原因ではないかというふうに言われておりますけれども、正直ははっきりした原因とか理由が、まだわかっていないような状況で。たまたま今年度はそういった実質量がふえて税収が上がったという状況で、毎年度、若干増減がございます。

○高橋委員 右肩上がりで上がっているんじゃないかと想定したんですが、そうじゃなくて、その時々で、大体现状維持だったりということなんです。

○天辰循環社会推進課長 税収のほうにも出てきているわけなんですけれども、毎年度、29年度はちょっと多くなっておりますけれども、それまでは数千万の間で増減しております。

○高橋委員 産廃税の減免措置があったような気が。ありませんかね。

○天辰循環社会推進課長 産廃税につきましては、最終処分場に持っていく場合は1トン1,000円、焼却の場合は1トン800円ということで決め

られておりますので、それを持っていった段階で、その分が加算される形になります。

○高橋委員 減免措置はないということですね。

○天辰循環社会推進課長 *減免措置はございません。

○高橋委員 わかりました。木質バイオマス、先ほど言いましたけれども、今からまた、ふえる可能性はありますよね。ということは、それだけ灰が出ていますので、その灰の利用は、木質バイオマスに限らず、いろんなリサイクルをされているじゃないですか。タイヤ、アスファルト、いろいろとあると思うんですが、そういったところ、余り進んでないんですか。

○三重野山村・木材振興課長 木質バイオマスの話でございますが、こちら山村・木材振興課のほうで、その部分についてお答えいたします。

事業者が、まず灰をどうしているかということなんです。基本、産業廃棄物処理ということで今やられています。とはいえ、県内事業者の中で、こちらについて有効利用できないかということを検討されている企業もございますので、そういった企業とバイオマス工場のマッチングを進めているところでございます。

木質バイオマスが、これからどうなるかという話なんです。幾つか私どもにいろいろなお話はいただいているところですが、正直、県内素材生産がかなり多くなってきてございますので、私どもから事業者さんに対しては、もしやられるということであるとすると、その調達のところをしっかりと確認をして、また御相談くださいとってこなしているというところでございます。正直、余り大型のものがこれからかどかと、三、四年前の状況みたいなことには、なかなかかなりにくいのかなというふうには考え

※18ページに訂正発言あり

てございます。

○**天辰循環社会推進課長** 先ほどのお答えにちょっと追加いたしますけれども、産業廃棄物がふえた状況なんですけど、実は熊本地震の関係で、若干昨年度からそこがふえてきておる状況にはございます。

それともう一つ、減免措置の関係なんですけれども、基本的に、焼却が、1トン当たり800円なんですけれども、この場合に焼却することによって、それが発電に活用できるものについては、減免ができるという規定はございます。けれども、実質的にはほとんどそこは適用されていないというような状況はございます。

○**高橋委員** わかりました。

思い出したんですけど、王子製紙ですよ。バイオマス発電を始める前に、たしか自家発電でタイヤとか燃やしていて発電をしていたような。それが減免措置だったんですよ。

○**天辰循環社会推進課長** 確認させてください。

○**高橋委員** あと一点、委員会資料4ページ。わからないところがあったものですから、ちょっとお聞きしますが、間伐材の生産強化対策事業。間伐材というのは木を植えて育てる間に間伐していく流れがあって、だから、この事業は間伐材に特化してやる事業だなという思いで聞いていたんですけど。材を製材所に持っていくときには、これが間伐材なのか本材なのかというのは、チェックはどうやってするのかと、今聞きながら疑問を持ったんですけど。

○**甲斐森林経営課長** この間伐というのは、一応T P P対策というか、こういう合板・製材という形の中でやっておりまして、特に間伐材につきましては、出材証明というのを一緒に出していただきます。ここの山からここに出しましたよという形での出材証明を出していただいて、

要はその計画にそった間伐の予定地からの材であることの証明をつけて行っております。

○**高橋委員** その証明は誰が出すんですか。

○**甲斐森林経営課長** これは*出荷者が出荷証明書をつけて申請するという事です。

○**高橋委員** 出荷者が出荷証明を出すのは簡単だと思うんですけど、盗伐とか誤伐とかありますから、第三者が確認しないと。だからこれは間伐材ですよと言いながらも本材だったりすることもあるんじゃないかと、そういう疑問があったもんですから、あえて聞いてみました。

○**甲斐森林経営課長** これは計画に基づいてということで、事業主体がどここの事業体というのがはっきりと明確に決まっているものだから、そこから出てくる材については、こういうふうにして出荷しましたよという証明をつけて、この事業に乗せていくという制度でございます。

○**高橋委員** それと前後して申しわけないですが、間伐材に特化して事業をするわけだから、間伐材を出す山というのは、相当あるんだという理解をすべきなんですね。

○**甲斐森林経営課長** 一応この全体的なスキームの図面がございまして、要は製材工場とか原木市場、こういうところに持っていく流れに供給する材を間伐の事業で出しているということで、量としてはきちっとした量があると。

それと先ほどの説明の中で、出荷証明が出材者からというふうに言いましたけれども、これは市場のほうが、ここから出荷されましたよという証明をつけて出してもらっているということでございます。訂正いたします。

○**日高副委員長** 一つだけ、215頁の林業担い手総合対策基金事業、減額になっているわけです

※このページ右段に訂正発言あり

けれど、担い手の現状について大まかに説明してもらえないでしょうか。

○三重野山村・木材振興課長 林業担い手でございますが、全体2,222名というところが、国勢調査の結果で把握しているところでございます。前回調査結果は2,480名でしたので、ざっくり1割ぐらい、5年前に比べると減少しているということでございます。

山の作業は、伐採作業と造林作業と大きく2つに分けられますが、特に不足しているというのが、後者の造林作業の部分でございます。こちらの部分の人が特に減っていると。一方、素材生産のほうは、高性能林業機械の導入等も行われましたので、現場なりの生産性は上がっておりまして、何とか持ちこたえているという状況でございます。

ですので、私どもは、そこの担い手の確保と並行しつつ、山の作業というのをなるべく省力化していくということもやっていかなきゃいけないというふうな問題意識で進めているところでございます。

○日高副委員長 他の製材業とか、検針とか、そういった事務作業は、多分いると思うんですね。作業班が多分いないのかなと。ざっくり林業担い手というのと全て入るんですね。だから、今度、林業アカデミーが集まって10名、5名ということだったんですけど、どこに行くかというのと、製材所に行ってもらったら余り意味がないような気がするんですね。伐採班として、伐採班の担い手として、そういった造林作業とか、そういうのをやるのが県としては、これから森林づくりしていく中では、一番重要なポイントだと思うんですけど、その辺、どう受けとめてらっしゃるんですか。

○三重野山村・木材振興課長 製材側にそちら

の担い手が流れてはというお話でございますので、今、予定されているカリキュラムをつらつら見ますと、基本、山側のことを中心に学んでいただくということで組まれています。

一方で、宮崎県の特徴は、川上から川下までしっかりした体制ができ上がっていると。県内で生産されたものは付加価値をつけて、外に出ていくというような流れができておりますので、宮崎で学んでいただく以上は、製材だとか川下についても、カリキュラムの中に取り入れながら、そういった人材を育てていくということかなと考えてございます。

○日高副委員長 林業に魅力を感じて、若者が就職をしていくという中で、今、林業だけじゃなくて、全てに言われているのが、自分がやっている作業、仕事に対する対価というのはなかなか厳しいと。山になってくると、これだけ働いているのに所得はこれだけしかないというのは、これ現状として確実に出てくるところがあると思うんです。

これをどうにか埋めないと、次の段階へ進めないと思うんですね。そこら辺、今私が言ったからといって、すぐこうしますと、すぐわかりましたとは言えないと思う。私どもだって、そこってなかなかどう対策していこうかっていうのは、すごいあれなんで、そこをもっとこう。

○三重野山村・木材振興課長 林業従事者の所得水準が低いではないかといったところ、御指摘のとおりでございます。たしか全産業と比べてみましても、県内全体が月26万ぐらいだとすると、林業界だと20万ぐらいと。それでもいろいろ事業者さんに聞いてみると、そこまでもらっているかなといったところもございまして、私どももそこは重々承知してございます。

すぐにそこをふやしていくというのは、なか

なか難しいところがございますが、一方で人は減ってくるところもございますので、そこは生産性を向上させていくということで対応していくのが、ひとつ方向ではないかというふうに考えてございまして。目の前の対策と、将来的に少ない人数で回して、取り分はよりふえるという方向に持っていけるように、しっかり私どもも仕事をしていきたいというふうに考えてございます。

○天辰循環社会推進課長 先ほどの高橋委員の王子製紙の質問の関係なんですけれども、今確認しましたところ、課税そのものにつきましては、税務課のほうで行っているわけなんですけれども、詳細については非公表ということに一応なっております。

ただ確認したところ、うちが聞いているところでは、旭化成と王子製紙については免税、免除されているというふうに聞いております。

○後藤委員長 それでは議案についての質疑を終了いたします。

続きまして、その他報告事項に関する説明を求めます。

○廣津自然環境課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについて御説明いたします。

これは、(1)の趣旨にありますとおり、昨年9月に、国から総合評価落札方式には最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度の活用等によりダンピング受注の防止を徹底するよう要請がありましたことから、総合評価落札方式への低入札価格調査制度の適用を試行することとしたものであります。

右のページの参考1をごらんください。

現在実施しております入札方式は、表の上2

行にありますとおり、条件付一般競争入札の総合評価と価格競争、指名競争に分けられます。

現状では、いずれも最低制限価格制度を適用しておりますが、このうち総合評価について低入札価格調査制度に変更するものであります。

次に、(2)の最低制限価格制度からの変更点であります。

まず、①の低入札価格調査の実施であります。右のページ、参考2をごらんください。

右側の最低制限価格制度では、予定価格を1億円とした場合、応札額が最低制限価格の9,000万円を下回ると一律失格となり、DかEのうち評価値が高いほうが落札者となります。

一方、今回試行を開始します左側の低入札価格調査制度の場合、最も評価値が高い者が低入札調査基準価格以上の場合は、最低制限価格制度と同じであります。低入札調査基準価格と失格基準価格の間、表でいきますとBとCが最も高い評価者となった場合には、品質確保の実効性や施工体制を確認し、落札者とするか否かを決定するため、低入札価格調査を実施することになります。

なお、低入札調査基準価格は90%程度で、最低制限価格と同じ水準となります。

次に、②の失格基準価格の設定であります。

これは、適正な施工が確保できない蓋然性が高い応札者を一律失格とする、失格基準を新たに設けるものでありまして、基準価格は予定価格の85%とすることにしております。

次に、③の施工体制評価点の導入であります。

右のページの参考3にありますように、現在、総合評価落札方式における技術評価点は、上の段のようになっておりますが、新たに施工体制評価点10点を設け、低入札調査基準価格以上の応札者に対して加点するものであります。

次に、④のその他品質確保を図るための主な措置であります。まず1点目は、低入札調査の結果、落札者となった場合に技術者の追加配置を義務づけ、現場代理人と技術者の兼任を認めないことにしております。

2点目としまして、過去5年間の県工事成績点の平均が、全企業の平均点を下回っている場合は、低入札価格での受注を認めないことにしております。

最後に、3の施行であります。ことし6月から国の低入札価格調査制度に対応されている業者の多い、土木一式と建築一式の特Aの工事で試行し、影響を確認しながら段階的に適用を拡大することにしております。

説明は以上です。

○甲斐森林経営課長 資料の8ページをお開きください。

林業担い手育成総合研修、みやざき林業大学校(仮称)基本計画案について御説明いたします。

まず、(1)の検討の経緯についてであります。

林業大学校につきましては、11月議会の常任委員会におきまして、基本計画の中間報告をさせていただき、その後、12月に開催しました県森林審議会からの意見聴取を行いました。

また、1月から2月にかけて、市町村や林業関係団体、高校など、大学校の開講に向けた意見交換会を実施し、基本計画案として取りまとめたところであります。

お手元に別冊の資料1というのがございます。

これが林業大学校の基本計画案ということでごらんください。

この基本計画案におきまして、11月の常任委員会で御説明しました中間報告から修正した内容につきまして御説明いたします。

まず1ページをごらんください。

2にありますように、林業担い手の育成の現状と課題を1ページから2ページに加えました。育成する人材の区分別に必要な人材育成の取り組みを明記したところがございます。

次に、飛んでいただきまして7ページをごらんください。

参考資料といたしまして、本県林業の現状を示したグラフを添付しております。

それ以外の内容につきましては、大きな変更点はありません。

恐れ入りますが、再び常任委員会資料の8ページをごらんください。

(2)のパブリックコメントの実施結果についてであります。

基本計画の素案について、県民から意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。

①の実施期間は1月15日から2月14日の1カ月間で、②の意見の件数は25名の方から65件の意見が寄せられました。

③の主な意見の概要としましては、線で囲んでおりますが、まず丸の即戦力として働ける人材の育成に重点を置いてほしいとの、育成すべき人材についての意見や、次の丸、長期課程で15名を集めるのは厳しいのではないかとの募集に関するもの。

上から5段目の丸の市町村職員に対し、伐採届出制度等の法的事務がしっかりできる研修を設けてほしいとのカリキュラムに関するもの。

それから、下から3段目の県南にも研修拠点が必要ではないかとのサテライト施設での研修実施に関するもの。

一番下の受講料について、どのように考えているのかとの運営に関するものなど、今後の参考となる貴重な意見をいただきました。

なお、長期課程の受講料につきましては、県立高校の授業料相当額を予定しています。

また、パブリックコメントの実施によって、基本計画の内容を大きく見直す必要はありませんでした。

9ページをごらんください。

(3)の林業大学の開講に向けた取り組みについてであります。

林業大学の基本計画の中に詳しく記載はしておりませんが、論点として整理し、林業大学の特色となっている受講につきまして御説明いたします。

まず、①の募集活動につきましては、高校卒業生の受講生を着実に確保するため、高校への学校訪問による説明や、学校推薦、オープンキャンパスを実施することにしております。

また、ホームページの開設や、就職相談セミナー等を開催するとともに、市町村の協力による広報や、マスコミを通じた周知にも取り組み、林業への理解や魅力がわかりやすく伝わるよう説明に努め、積極的な募集活動を展開してまいります。

次に、②のサポート体制につきましては、受講生が安心して充実した研修を受けることができるよう、官民が一体となり、イメージ図に示しておりますように、受講前、受講期間中、受講後のそれぞれの場面において、オールみやざきで支援するものであります。

具体的な支援の内容には、受講前には受講生の募集及び確保、また受講期間中には講師派遣や機材・実習フィールドの提供、インターンシップ受け入れや住宅提供などを、さらに受講後には林業分野への就職支援を行うこととしております。

このサポート体制の構成メンバーとしまして

は、市町村や林業関係団体、民間企業、教育機関、国などを想定しており、来年度の秋ごろにはサポートチームの結成を目指しているところであります。

次に、③のカリキュラムの特徴につきましては、現在実践的な知識や技術、技能を習得するみやざき林業青年アカデミー研修を実施しておりますが、その内容に次のカリキュラムを加えて拡充します。

まず、本県林業の歴史や先進性を学び、林業への深い愛着の醸成や、コミュニケーション力やリーダーシップ等を身につけ人間力の向上。

林業の基礎からICT等最新技術まで幅広い内容。

インターンシップの充実。

一層の低コスト化や林業労働安全衛生など、本県林業の課題解決につながるカリキュラムも盛り込むこととしております。

次に、④の総合的な人材育成の仕組みにつきましては、本県が取り組んでいる研修の質的、量的な充実強化を図り、新規就業者を育成する1年間の長期課程に加え、さらなる専門技術等の習得や、林業経営者などのキャリアアップにつながる短期課程や経営高度化課程を設けるほか、林業振興や地域活性化のためのリーダー養成課程、青少年や一般県民を対象にした公開講座など、幅広く総合的な人材育成に取り組むこととしております。

(4)の今後の取り組みにつきましては、平成30年度に研修コースの具体的なカリキュラム作成や受講生の募集、サポートチームの結成、施設・機材等の整備などに取り組み、平成31年度のみやざき林業大学校(仮称)の開講に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○三重野山村・木材振興課長 それでは、その他報告事項の3番目でございます。

耳川広域森林組合における不適正事案について、山村・木材振興課からでございます。

お手元の資料の10ページでございます。こちらにつきましては、去る1月29日に報道などもございましたので、その後の経過について御説明をさせていただきます。

まず、事案でございますが、これは耳川広域森林組合におきまして、当時、総務部長であった元職員から、平成23年10月から28年11月までの5年間に、組合員から預かっていた出資金——森林組合は組合員が出資して成り立っている組織でございますが、この出資金について組合員からの払い戻し請求があったと偽るなどいたしまして、組合の口座から預金を引き出して着服したというものでございます。

被害総額でございますが、これまでのところ、6,777万円程度、そのうち630万円程度が本人から返済されているというふうに聞いてございます。

次に、発覚の経緯、2番目でございます。

こちらにつきましては、不正に出資金の払い戻しが行われていた組合員が、その後、出資金の払い戻し請求、これは全うな請求なんです、行ったところ、どうもその請求可能な額と払い出しされた額の差額が生じていたということで判明したということでございます。

こういった事案の発生を受けまして、耳川広域森林組合の対応経過でございますが、まず、組合については、3の①でございます。

昨年12月に不正を行った職員について懲戒処分というのを行いまして、翌月、1月26日に警察へ告訴状を提出、1月30日に臨時総代会を開催して、組合員の代表である総代に対して説明

を行ったほか、記者会見を行ってございます。あわせて、組合長、副組合長、参事の3名が役員報酬、給与の一部というものを1月分から当面の間、自主的に返納されているというところでございます。

②の改善に向けた取り組みでございます。

組合自身につきましては、アの職員のコンプライアンス意識の醸成を図るということで、2月23日に全職員を対象とした外部講師によるコンプライアンス研修というのを実施しておりますほか、イの再発防止に向けた体制整備を図るため、職制規程などの規程の見直し、あるいは内部牽制機能の強化というのを、今できるところをやったということでございまして、2月22日からは不適正事案の事実確認、原因追及、再発防止策の検討を行うために、組合自身でなく、第三者委員会というのを立ち上げまして、3月末までに委員会の検討を行うと、その結果を踏まえて原因確認であるとか、責任の所在確認、再発防止策の検討というのを行った後、県に報告してくるということになってございます。

最後に、県の対応でございます。

森林組合は、私どもの所管監督ということでございますので、1月11日と22日の2日にわたりまして、組合法に基づく検査を実施しております。

また現在、その検査結果を踏まえまして、改善対応策について報告しなさいという報告徴収命令を行っております、3月末までにその提出を求めるということにしております。

そういった改善対応策の提出を受けまして、内容を精査するとともに、実行状況の進捗状況を確認するというので、早期の改善につなげていきたいと考えてございます。

また、耳川広域森林組合以外の森林組合につ

きましても、県の森林組合連合会と連携しながら、組織内の情報共有化推進など、内部牽制機能の強化あるいは研修などを通じまして、改めて組合員のための組織ということでコンプライアンス意識の啓発を進めていきたいというふうに考えております。

また、県が行っております常例検査でございますが、こういった、今回の結果を踏まえまして、検査項目の見直しなど、検査技術の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

御心配をおかけしているところでございますが、組合も立ち直りを進めていきたいというふうに考えているようでございますので、私どももしっかり、そういった方向で回るように、指導、監督していきたいと思っております。

以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

それでは、その他報告事項、3点についての質疑はありませんか。

○井上委員 総合評価落札方式のことについてちょっとお尋ねいたしたいんですが、やはりできるだけこの3部にかかわる公共事業をやっていただく方たちも経営状況がよくなっていくように、そして、そのことも含めて考えていかなければいけないと思うんですが、結局、最初のところの予定価格についての変更というのは、それを積み上げていくやり方については変更はないと理解していいんですか。

○廣津自然環境課長 今回の制度は、総合評価落札方式に最低制限価格制度は適用できないという地方自治法施行令上の問題で取り扱いを改正するものでありまして、予定価格の積み上げ方式等について、見直し等を行うものではございません。

○井上委員 結果からして、前のやり方と大き

く、その業界の方たちに対してプラスになるような何か変化といたら、どこを皆さん方は言うわけですか。

○廣津自然環境課長 従来は、資料の7ページの参考2のところにありますけれど、最低制限価格制度であれば、90%を下回れば失格という状況がございましたけれど、低入札価格調査制度に移行することで、そういった調査はするわけですが、業者さんの持っている機械であるとか資材であるとか、そういった、契約を適正に履行する能力が認められれば、落札者となり得るというようなことで、その点では、受注の機会はふえるとは思いますが。

ただ、ここでいいますところの低入札調査基準価格以下の場合は、調査をするようになっております。その調査につきましては、いろいろな資料を作成して、出していただくかなくちゃならない、そういった資料作成の負担が生じますし、また必要であれば、ヒアリングなども行うということで、そういったことで業者さんの負担も発生するような制度になっております。

○井上委員 できるだけ、やっぱり業者の方々も、楽になるようにと言ったら変なんですけれども、そういう状況をつくり出すということが基本的には必要なんじゃないかなと思うんですけど、これを見る限り、そう変わるのかなというのが、若干疑問視されるところがあるんですけども。私どもは入札制度について、落札方式についてはいろいろ研究もしてきた経緯があるので、その中で、これを導き出したということは、業界の皆さんにとってもプラスになるというふうに理解できるような状況というのを大きくアピールできるというふうな状況というのを大きくアピールできるというふうな状況というのを大きくアピールされるおつもりなんですか。

○**廣津自然環境課長** 今回の低入札価格調査制度を導入するということにつきましては、冒頭申し上げましたように、地方自治法施行令上のところで適用できない。最低制限価格制度を適用していたという制度上の問題を主な原因にして、今度の取り扱いになっております。

建設業者さんの健全な育成というところにつきましては、また別途、昨年はコスト調査やりましたけれども、ああいったことでまた検討していくことになると思います。

○**井上委員** ちょっとこの6ページの④のところ、その他品質確保を図るための主な措置のところの、技術者の1名追加措置を義務づけるということについては、宮崎県内の業者にとってみれば、そう負担になることではないと理解していいんですか。

○**廣津自然環境課長** 技術者の追加が、専任での技術者の追加ということで、受注業者さんにとっては、かなり負担が大きくなるということになります。

○**井上委員** やっぱ業界をどうしていくのかと、今度の議会の中でもちょっとありましたけれども、人材確保と同時に働き方改革をしていくとか、そういう、もろもろの状況の中で、この落札制度というのがどう生きていくのかというのは、疑問がいっぱいあるなというふうに思ってしまうんですが、もっと議論していただけないかというふうに思います。

○**高橋委員** おっしゃっているように、地方自治法の関係で、仕組みが改定になったということで、ちょっと確認しますが、いわゆる最低制限価格を下回っても救えることになるわけですね。でも、そのためには、技術者の1名追加を義務づけますよと。だから、コストが上がりますよね。最低制限価格を、下回っても何と

か受注したいというところは、現実にはそうないんですよ。だから、今ピーピー言っているわけです。

だから、結局、強い業者が、経営のいい業者がまた仕事をとるなという感じを持ったんですけど、その辺の何か考えがありましたら。

○**廣津自然環境課長** これまでは、最低制限価格を下回るのは、品質の確保とか、しっかりした施工ができないということで失格にしていたラインです。それ以下のところでの受注がひょっとしたら可能になるということでもありますので、そういったことになるということで。7ページの参考3のところを見ていただくと、施工体制評価点、これが結局、低入札調査基準価格——90%ですけど、これを上回った場合には加点しますと、下回った場合には加点しないということで。この評価点を加点するしないというところで、結構大きな影響が出てまいります。

そのほかにも、先ほどありましたように、技術者の配置ということで、なかなかこの調査基準価格以下での受注契約というのは、機会的には少ないのかなというふうに考えております。

○**高橋委員** もう決まり事で、こうせざるを得ないということですから、これはもう皆さん方がどうのこうのじゃないと思うんですよ。いわゆる最低制限価格以上で応札したほうがもうけはあるわけで、それはもう単純なことですよ。だから、先ほど言ったようなことが出てくるのかなという、私の思いですが。

○**廣津自然環境課長** 結局、その施工体制評価点が受けられないということがありますし、一つは非常に手間のかかる低入札調査を受けなくちゃならないということで、どちらかというところ、この低入札調査基準価格を上回るところでの入札というのが、ふえてくる可能性はあるのかな

というふうには考えております。

○井上委員 次の林業大学校の件なんですけれど、私は、大変これには期待をするものです。先ほどの補正の議案の議論のときに、やはり担い手の確保というのをどうしていくのかというのは大変重要な課題でもあるので、部長もお答えになったように、サポート体制をどうしていくのかということは大変重要なことだというふうに思います。

結局は、この林業大学校のステータスと、それから県内の他の大学との連携をどうしていくのかと。3つ目は、やっぱり出口の問題をどうしていくのかという。この3点を、ちゃんとしておかないと、普通にただ林業の仕事を覚えさせるというだけの大学校ではちょっとなかなか難しいと。ここに来ていただけるということにはなかなかならないのではないかとこのように思います。

ですから、そういう意味で言えば、頭をちょっと切りかえていただいて。ただ、林業アカデミーにも行かせていただいて、あの方たちとも意見交換会をさせていただいて、一生懸命そこでやっていきたい、林業で生きていこうとする姿勢というのについてはよくわかりますし、そのことについては理解ができますから、それを応援してあげたい、サポートしてあげたいという気持ちは十分にあるわけですが、この林業大学校そのものが、「大学校」と銘打つわけだから、そこにちゃんとしたステータスがないといけないと思うんですね。

今回、カリキュラムの特色とかも含めてそうですが、林業青年アカデミーとは違うということも含めて、内容についての充実感というのやらを持たないといけないと思う……。

だから、先ほど言いましたように、やっぱり

ステータスがないといけないということ、大学であるということ、それと、県内の大学との連携をきちんとやってもらいたいと。

それと、もう一つは、出口の問題をどうしていくのかと。それがやっぱり、来ていただける、15名を確保するための大きな力になるというふうに思います。

だから、経営者としてのありようみたいなのを含めて、林業を経営していくということを中心にちゃんと頭に入れていただいて、そのことによって人生の選択として林業を選択していただける、生き方として林業を、生活の一つの手段として選択していただく、そういうふうにしていただきたいと思うんですが、現実にその議論というのは進んでいるものでしょうか。

○甲斐森林経営課長 このカリキュラムなり、サポート体制と、いくつか課題がありまして、要は、どういう形で将来、林業に入って伸びていくかという形がまず一つ。キャリアパス的なイメージとしてどう考えるかということで、まず、即戦力としての技術者を養成していく。そして、それから現場の監理、責任者というような置き方にして、最終的には、経営の管理者として、経営をきっちり握れるような幹部という形の流れ、まずキャリアパス的なイメージが必要と。

それと、大学校との連携という形では、やはり宮崎大学とか、ほかの大学との連携という形で、今、お願いをしております。

これは、サポート体制の中にも、こういう学校の方と、それと国の機関等に入っていて、そういう、学習的な質を上げる面でもぜひお願いしたいと、人間力向上の面からもそのような研修を入れていきたいというふうに考えております。

それから、出口対策というところで、特に、今、考えておりますのが、やはりこのインターンシップというのをきちんとやりながら、研修生が修了後に、希望を持っていけるような場所との連携をとって、そういう実習機関というのを持ちながらそこに入って行く。希望する職種に行けるような形をとっていきたいというふうに考えております。

ですから、県としましても、そのような、あっせんなり、そういうものができるような形で、給料面も含めて、安定的に就業できるような形を、このサポート体制と連携しながら進めていきたいという考えではおります。

○井上委員 くどいのであれなんですけれど、やっぱりうちは林業技術センターとか、いろいろ持っているわけで、県が持っているいろいろなものは全て、やはりそこに集中させるというぐらいのあれをして、そして、本当の意味で林業というのが何がおもしろいのか。先ほど山下委員の発言に対して、大径材のあれを海外に輸出するときの考え方を変えていくんだという、ただ、大きく太く育てればいいということだけではないんだと。海外に持って行く木の中身はどうしていくんだと、だから、こんなふうな事業もつくるんだみたいな話とか、やっぱりきちんと商売になるということも含めてですけど、ファイナンスとイコールになっているということをきちんと教えていかないと、大学に来た意味がないんじゃないかなと思うんですよ。

だから、県が持っている、いろいろな試験研究機関というのとリンクさせるということ、県内の大学もそうですけれど、そういうのをきちんとやっていただきたい。これは私の要望ですので、本当に期待しているがゆえに、計画の中身を緻密にやっていただいて。そして学校の

先生方というのは、林業大学校については絶対に御存じないと、私はそう思います。県の機関の中身についても、きちんと、学校の先生方にも伝えて、子供たちにきちんとその話ができるような人たちをつくり上げていかないと、林業大学校を選択していただくということにはなかなかならないと思うんですよ。

だから、いかにそこにいいものがあるのか、そこに宝がどんなにあるのかということも教えてさしあげるぐらいのことは、やっぱり県のほうもちゃんとやっていただきたいと思います。

期待しているがゆえに、よろしく願いしたいと思います。

○山下委員 林業大学校ですよ。宮崎県も農業大学校とかあるんですが、農業大学校の場合は、例えば、野菜というのは、年に何回展開してもすぐ経営にプラスですよ。畜産でも、牛は3年目にはもうお金になってくるんですけれど、この林業大学校は、孫の代に財産というので生きてくるということでしょう。だから、私は、ここに入る魅力というのは何なのかということをもうちょっと検討してほしいんですよ。

というのは、ただ、そのカリキュラムとか、主な意見等の概要を見ても、何かやっぱり現場の作業員確保のための大学校であるような気がしてならないんですよ。特用林産ですよ。シイタケなんかも、やっぱり取り組んだ中でのカリキュラムを入れてほしいということがあるんですが、例えば、私はもうちょっとどでかい魅力を持たせることが必要じゃないかなと思うんですよ。

例えば、荒れ山とか、放置林とか、宮崎県が、山が多い中での抱えている課題というのは多いんですよ。だから、例えば、市有林でも国有林でも部分林制度とか何とかあるんですが、例え

ば、ここに来たら、山を10ヘクタール、皆さんに預けますよとか、何か、そういう、どでかい目標を持たせることによって、やっぱり仕事につながると。自分が業としてなしていける目的が何かここに出てこないと、ただ、現場作業員を集めるような大学の目的やったら魅力はないと思うんです。

だから、ここに来た以上は、何かやっぱり、ブランドを与えられるんだと、何かそういうことって考えられないかな。そういうことを検討したことはないですか。

○甲斐森林経営課長 委員の御指摘のとおりだと思いますが、今回のメニューの中でも、木材加工技術者あたりを中心とした、新たな取り組みとして、そういう、高品質材をつくるような、またそれを経営者の方にそこで語ってもらって、将来、材をどうやって、流通に乗せるとか、そういうのを盛り込んで、できれば、そういう人材をつくっていくと。自分で経営を考えられるというような人材もつくっていききたいというふうに考えております。

そういうのを経営高度化課程、こういう中に入れ込んで、現在林業でやっている方のいろんな分野の技術を知ってもらうとか、低コストにつながるような技術も知っていただくような、広い範囲での、もう一つ、1段上の技術、知識が習得できるような研修に持っていききたいというふうには考えております。

そういうことで、総合的には、こういう長期の部分、それから、この短期の中の経営高度化とか、短期課程の中でのより濃密な職員の研修とかも考えておりますので、そういう中で、実際の、そういう、広い視野を持てる人材を育成できたらというふうに考えております。

○山下委員 今回、ちょっと質問もさせていた

だいたんですけれど、所有者不明の土地ですよ。山の面積もかなり、地籍調査がなかなか進んでいない、それに対して、やっぱり山に対する魅力というのがなかなか出てこない。山の機能安定。売り値も立米1万ちょっとぐらいして、切る経費と運ぶ経費というのが出てきて、ある程度ペイにはなっているかなと思うんですが、ただ、経営として成り立つということは非常に厳しいと思うんですよ。

だから、やっぱりもうちょっとこういろんな山に対する魅力。これだけ経営したら成り立つんだよとか、そういう人たちを育てていかないといけないと思うんですよ。だから、そういう優秀な経営者を育てていくと、そこについてくる作業員は育ってくると思うんですよ、魅力のある山産業にしていったらですよ。

だから、市町村の持っている山とか、県分よりもあるわけですから、県の林業公社やら、そういうところと連携して、やっぱり山を、あなたたちにこれだけ預けるよと。それで経営ができるという方向を示してあげて、そういう体制に投資をしていかないといけないと思うんですよ。ぜひ検討してみてください。

○高橋委員 林業大学校が美郷にできるわけですが、もちろん、事業の中身だったり、出口だったり、おっしゃっているとおり、大事なんです。

例えば、清武の青年開発隊とか、高鍋の農業大学校とか、立地が町なかですよ。いわゆる若者が高校を卒業して学びに行くわけですよ。行く子たちは、割と自由な学びもイメージとして持っているはずですよ。林業大学校になるわけですから、キャンパスを何かこう触られるのかなと思って。今のままでそのままいかれるのかな、あの建物で。やっぱり入校生がわくわ

く感を持てるような、そういう雰囲気をつくってあげないと、そこが大事だと私は思っているんです。全く触らないんですかね、あの建物、あのキャンパスは。

○甲斐森林経営課長 委員御指摘のとおり、やはり1カ所という形ではなくて、今回は、そういう公的施設を活用しながら、都城の木材利用技術センターとか、そのあたりの活用をして、サテライトというのを考えております。そういうところで、幅広く、誰もが来やすく、研修に参加できるという形はとっていきたいと考えております。

○高橋委員 サテライトは、それはそれで置いておいて、本校のイメージが大事ですよ。だから、きょうはここでとどめますけれど、工夫して。繰り返し言いますが、18の子供たちが、やっぱり本当は東京に行きたいとか、そういう、憧れというのがあるんですよ。わくわく感を持てるような、そういう、何かキャンパスにしてほしいなと思います。お金が多少かかっても、それは後々もとをとれますよ。お願いします。

○濱砂委員 私の知り合いに、新規就農の息子さんがおるんですわ。おやじはベンツに乗っております、山師。自分で林業を営んでますけれど。

それで、林業科を出て、去年、就農して。二十にならんと、今はまだライフが撃てませんので、今、箱わなで狩猟もして、冬は、そういった狩猟をやるんですよ。合間を見て林家をやるんですが、今の子は、仕事はすぐ覚えるそうです。ゲーム感覚で機械を動かすもんですからね。何でその息子さんが何なくこう、すっと入ってしまったか。家も裕福なんですよ。個人で、二、三人でやっている林家なんですけれど、そこには、さっきあったように、やっぱり山もちゃん

と持って、自分で育林もしているんですよ。

狩猟の総会、猟友会の総会に行くんですけど、その子と、いつも話をするんですが、もっとあか抜けして、スポーツ的な、そういう感覚で狩猟もやらんといかんですよ。もちろん、危険が伴うから、しっかり、それも考えてやっていかないかんけれども、もっとあか抜けした、もっとう感覚が今までの林業じゃなくて、現代風のあか抜けした感覚でないと入ってこんと思いますよ。若い人がチェーンソーなんかかかいで、本当、格好いいんですわ。やっぱり、そういう憧れの的なものも一つは。

それと、研修先の林業大学で話があったのは、山の中じゃ人が来ないみたい。やっぱり適当に遊べる場所。それはそうでしょう、18、19の子供が入るわけですから、やっぱり全てのもので賄える場所、なおかつ勉強というのでないと、いろんな面を考えてされたほうがいいかなと思います。

親が裕福なら、子はそれを見て自分も継ごうと思うんです。だから、何かこう将来の所得につながるようなこと。さっき山下さんが言われたけれど、山なんかもうただでくれる人もおりますよ。いや、本当。放棄地もたくさんあるし。まあ、裸山だったら、1ヘクタール当たり、5万も出したら、10町歩あげたって50万じゃないですか。

だから、やっぱり、そういうものを含めて、奨学金のかわりにそれをやるとか、すると管理もできるわけだし。そういう、いろんなことを考えて、林業大学、非常に難しいと思いますけれど、やっぱりやらないかんことですから、いい学校になるようにしていただきたいなと思います。要望です。

○来住委員 不適正事件のことで。まだ、今、

捜査の段階なのかなと思っっているんですけど、ただ、1月に検査に入られておりますから。それで、これ、約5年の間に起こっているんですけど、この手の事件はよくあるんですが、被害額は、未確定でまだ正確じゃないんでしょうけれど、被害件数はわかるんですか。何人とか。

○三重野山村・木材振興課長 被害がどれぐらいの規模だったかということなんですが、調べている範囲でございますと、関係している組合員さんが40名弱と。済みません、詳細のところは捜査などもございますので、大まかな数字でございますが、40名弱が減資の手続で被害が生じていると。前渡金という事業の前渡しになるんです。その辺の関係で10名弱という方がいらっしゃいます。

ただ、その方の財布からお金がとられたということではなくて、一旦、組合のほうに出資という形で出されておりますので、組合の事業資金の部分から、これぐらいの金額が抜かれていたという状況でございます。

○来住委員 多分、複数で物事にかかっているんだったら、なかなか難しいんだと思う……。人間社会、それぞれ信頼の上に物事が成り立っていますから。そうすると、この事件を起こした総務部長さんが、個人で物事を判断したり、処理したりしたことによって、なかなか発覚しにくいというのがあるんですけど。

それで、一番下の、森林組合法第111条第4項に基づいて検査。これは県のほうも毎年、会計監査みたいなものをされているんでしょうか。

○三重野山村・木材振興課長 私ども常例検査ということで、毎年検査に入っております、組合の財務状況など、財務事業の状況を確認をさせていただいているところでございます。

その中で、今回、そういった手口ということ

を確認した後で、改めて見てみますと、かなり決裁権を持っていらっしゃる方が意図してやられているというところが一つ。正当な手続の中に、例えば、書類が偽造されたものが入っているだとかということ、非常に、正直、巧妙な感じでした。

後から、その手口を振り返ってみると、ここはやっぱりおかしいというのが、点と点がつながっていく感じになるんですけども、その時点で検査をする段階では、私ども、その当時持っていた検査技術では、そこまでの解明はできなかったというところでございます。

○来住委員 おっしゃるとおり、県として何を最大の教訓にしなきゃならんかということは、当然、つまり見抜くことができなかったわけですね。それは40名の方が被害を受けているというわけですから、そうすると、40名の方が、いわゆる払い戻しの請求書を出しているわけです。それは、40名全部字を変えて、どうやってつくられたのか知りませんが、現実には、何か、文書か何かが出ないと払い戻しできないはずですから、本人の印鑑か何かがないとできないはずですから、そこ辺が見抜けなかったという点での教訓が一つあると。

それから、もう一つは、こういう事件が起こるのは、必ずそうですけど、つまり、一人で物事が全部処理される。そこはやっぱり、つまり共同の、集団の名でちゃんと毎日毎日仕事が行われていけば、こういうことはまず、謀議をしないと起こらんわけですから。しかも、5年間なんていうことになると、もうとても謀議はできないと思います。

ですから、それをどう今後の教訓にするかという、2つあるかなと思っっているんですけど、改めてお聞きしておきたい。

○三重野山村・木材振興課長 結果として見抜けなかったということですので、今回のその手口をわかった上からすると、実は、その減資の手続というのが、例えば、総会の開催通知を出しても返ってこない、所在が不明な組合員さんのところがどうもターゲットだった感じです。その手口をわかった元職員が意図してやったということなので、正直、相当悪質だなというふうに考えております。

とはいえ、組織上、そういった結果が出てしまうというのにはあり得るので、やはりその職責が高かろうが、きちんと確認をする仕組みを改めてやらなきゃいけない。内部牽制機能の強化をするということで、組合のほうも早速、内部牽制機能、内部規程を見直しまして、決裁権者のところを改めてやるということがございますので、そこは徹底させていきたいと思っております。

公印が偽造されていたという部分なんですけど、中には、実は、勝手に公印、上役の判こを持ち出して押し回しているということもございまして、そこは改めて見ますと、公印のもともとの管理の仕方がすごくぐだぐだだったんじゃないかということもございまして、そういったところは改めて積み重ねていって、そういったことが二度と起こらないようにということをやりたいと思っております。

最後に、一人で処理していたんじゃないかと、先ほどの内部牽制のところとおおりなんですけど、正直、共同組織である組合でこういったことが起きてしまって、本当にもう残念なことなんですけど、かといって、その中で、そういったエラーというか、不正を働こうと思った意思を持った方がいらっしまったときに、防ぐ手段は何かなどというのを改めて今回の教訓に組み立てまして、当該の森林組合に対しても求めていきます

し、県内に8つの森林組合がございまして、ほかの組合員も含めてしっかりと内部牽制を働かせまして、組合のための仕事をしてもらうというところに一層邁進していただこうということを考えてございます。

余りお答えになっていないんですが、そういったことで考えています。

○来住委員 他の組合でも起こっている可能性は全くないと言えない、同じようなシステムでやっているんだったら起こり得るわけで。それで、被害者に対してどのように救済していくのか、それは広域組合が対応されると思うんですけど。

やっぱりもう一つ気になるのは、この総務部長さんの家族が一番大変ですよ。家族がみんなこれやろうということやったんじゃないと思いますから、やっぱり、本当、そういう点でも早く見抜いていく。そして、二度とこういうことが起こらんような体制をつくっていくという点で、県が監査する団体、たくさんありますよね。農業関係だったら土地改良区なんかもありますけれど、ぜひひとつ教訓にさせていただきたいというふうに思います。

○後藤委員長 その他報告についての質疑を終了いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、環境森林部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大坪農政水産部長 本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、報告を2点ほどさせていただきます。

1点目は、災害対応についてでございます。

3月1日に新燃岳が4カ月半ぶりに噴火をしまして、昨日は7年ぶりに爆発的噴火が発生いたしました。本日も噴火が続きまして、西諸県地域を中心に、ハウレンソウ、キャベツ、お茶等の農作物や園芸施設への降灰が確認をされておりまして、灰の洗浄作業等の対応が必要となっております。

また、去る2月28日から3月1日にかけての強風で、中部地域や児湯地域を中心に、スイートコーンの倒伏や園芸施設、トンネル被覆資材の破損等が発生しております。いずれも現在、市町村や関係団体等と連携をし、被害状況の把握に努めているところでありまして、農業者からの営農相談等に丁寧に対応してまいります。

特に、新燃岳の噴火につきましては、今後、被害が拡大したり、長期化することも予想されますので、本日付で農政水産部と環境森林部の関係各課からなる農林水産業被害対策チームを発足させました。被害状況の把握や対策の実施等に迅速に対応できるよう努めてまいります。

2点目は、宮崎牛についてであります。

本日も、その他報告のところの説明をさせていただきますが、第90回アカデミー賞受賞式後のパーティーで、特定産地の和牛としては初めて宮崎牛が採用され、大変好評だったと伺っております。

このアカデミー賞の公式シェフであるウルフ

ギャング・バック氏からは、「24年間、メニューを手がけたが、やっと最高の牛肉に出会えた。宮崎牛にもオスカー像を贈りたい」と、うれしいコメントをいただきました。

また、昨日は、齋藤農林水産大臣も、このことを記者会見で紹介されておりました。今後の輸出拡大等に向けまして、大きな弾みにしていきたいと存じます。

それでは、常任委員会資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。

常任委員会資料の1ページですが、今回の補正は、議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」、そして、議案第65号「平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」であります。

まず、議案第55号の一般会計の補正額につきましては、その表の(1)歳出予算課別集計表の2月補正額の列になりますが、一般会計の合計のところの網かけの欄にありますように、16億7,734万2,000円の増額補正でございます。

これは、国の補正予算に伴う経費の増額及び国庫補助決定に伴う増減や災害復旧予算の減額等でございます。

また、議案第65号の特別会計補正予算につきましては、下から2段目の合計の網かけの欄にありますように、176万6,000円の減額補正であります。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の網かけの欄にありますとおり、428億6,038万7,000円となります。

次に、右側の2ページをごらんください。

繰越明許費についてであります。

(2)繰越明許費補正(追加)にありますように、「進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業」以下22の事業で、ページをめくっていただきまして、3ページの中ほどになりますが、

網かけの欄にありますとおり、合計で502カ所、92億6,035万5,000円の繰り越しであります。

これは、国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるものや事業主体において事業が繰り越しとなることによるものなどが原因でございます。

次に、(3)繰越明許費補正(変更)についてありますが、「公共土地改良事業」以下5つの事業で、合計98カ所、48億3,598万2,000円の増額変更でございます。

これは、国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるものや関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどが理由でございます。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら、できるだけ早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、4ページをごらんください。

債務負担行為補正(追加)についてであります。

これは、国営土地改良事業負担金などの追加が内容でございます。

次に、6ページをごらんください。

この6ページから14ページまでは、2月補正に係る主な事業でございます。

それから、資料の15ページをごらんください。

15ページからが、Ⅱの特別議案でございます。まず、議案第82号の民事訴訟事件の和解についてであります。

それから、資料の17ページからは、Ⅲのその他報告でございます。

総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについて、ほか3項目であります。いずれも詳細につきましては、関係課長等から説明をさせていただきます。

なお、資料の17ページの総合評価落札方式に

おける低入札価格調査制度の取り扱いにつきましては、午前中に環境森林部のほうから説明があった内容と重複しますので、当部からの説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○酒匂農政企画課長 平成29年度2月補正について御説明させていただきます。

資料を変えていただきまして、お手元のA4横の冊子、歳出予算説明資料をお願いいたします。農政企画課のインデックスのところ、ページで申しますと、259ページをお願いいたします。

農政企画課の補正額は、一般会計のみで1億512万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、22億2,529万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

262ページをお開きください。

中ほどの(事項)鳥獣被害防止対策事業費で、9,748万6,000円の減額であります。

これは、野生鳥獣による農林作物等への被害軽減を図るための事業であります。地域力を生かす鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、国庫補助が決定したことなどによる減額でございます。

農政企画課からは以上でございます。

○山本農業連携推進課長 同じ資料の263ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計で4,209万4,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように、10億5,021万3,000円と

なります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

265ページをごらんください。

上から5段目、(事項)職員費2,462万円の増額であります。

これは、今年度より試験研究やGAPを推進します技術革新担当というものを新設したことに伴います人員増によるものでございます。

次に、266ページをお開きください。

中ほどの(事項)構造政策推進対策費の1、進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業、2,912万5,000円の減額であります。

この事業は、6次産業化を目指します法認定者などが行います施設整備や市町村等の6次産業化に向けた取り組みを支援する事業でありまして、国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

農業連携推進課は以上です。

○牛谷農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

同じく歳出予算説明資料の269ページをお願いいたします。

当課の2月補正額は、一般会計で11億8,232万8,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の最終予算額は右から3番目にありますように、47億3,360万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

272ページをごらんください。

中ほどの(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費、3億2,084万6,000円の減額についてです。

2の「がんばる新規就農者サポート事業」では、「農業次世代人材投資事業」において、研修

を支援する準備型の交付予定者が、当初予定の100名から83名に減少したこと、さらに、経営開始型において、年間250万円の所得要件を上回った対象者の交付停止や新規採択者は前年度より33名増加しているものの見込みを下回ったことなどにより、市町村からの当初要望450名に対して361名の交付見込みとなったことにより減額するものでございます。

273ページをごらんください。

上段の(事項)農業金融対策費1億1,145万4,000円の減額についてです。

これは、1の利子補給・助成金において、過年度融資分の繰り上げ償還などに伴いまして、利子補給に係る補助金が減額されたことによるものでございます。

次に、中ほどの(事項)農業経営向上対策事業費3,102万8,000円の減額についてです。

これは、1の「経営体育成支援事業」におきまして、当初の国の予算配分は3,900万円でありましたが、2月の国の補正予算に対する要望が約1億3,000万円ありましたことから、差し引き3,000万円余りの減額をお願いするものでございます。

なお、新たな要望については次年度に繰り越して実施する予定でございます。

次に、下段の(事項)農業大学校費についてです。

274ページをごらんください。

4の施設整備費につきまして、6月補正予算で措置していただきました堆肥舎建設において、建設予定地の地耐力不足による地盤沈下対策工事費用の増額によるものでございます。本工事につきましても、次年度に繰り越して実施する予定でございます。

次に、(事項)構造政策推進対策費5億8,671

万6,000円の減額についてです。

1の「農地中間管理機構支援事業」につきましては、機構集積協力金の対象となる被担い手から新たな担い手に貸し付けられた新規集積面積が大幅に減少したことによるものでございます。

農業経営支援課は以上でございます。

○土屋農産園芸課長 同じく歳出予算説明資料の275ページをお開きください。

農産園芸課の2月補正額は、一般会計で2,573万9,000円の減額補正をお願いしております。その結果、2月補正後の予算額は22億7,265万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

277ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)産地パワーアップ事業費の説明の欄の1、「産地パワーアップ計画支援事業」で、1億3,643万3,000円の増額補正でございます。

財源内訳の欄で、国庫支出金が1億6,600万円の増額となっておりますが、これは、国の平成29年度補正予算を活用して、JA西都のニラ集出荷貯蔵施設の整備を支援するものでございます。

また、その右、その他特定財源が2,956万7,000円の減額となっておりますが、これは集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの施設整備とハウス資材や農業機械のリース導入などについて、入札残などにより減額するものでございます。

278ページをお開きください。

中ほどの(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費の説明の欄の1、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」で、866万円の減額補正でございます。

これは、桜島や新燃岳による降灰被害防止・軽減のための施設や機械導入を支援するものであり、日南市の被覆施設の整備やえびの市の被覆資材の更新、小林市の茶の除灰機の導入などを支援したのですが、入札残などにより減額するものでございます。

次に、一番下の(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費につきましては、279ページの説明の欄の1、「宮崎水田農業構造改革推進事業」で、1,225万3,000円の減額補正でございます。

これは、経営所得安定対策の実施に当たり、農業再生協議会の活動費への支援を行うものですが、国の交付決定額が本県からの要望額を下回ったため、減額するものでございます。

次に、その下の(事項)青果物価格安定対策事業費の1億2,884万6,000円の減額についてでございます。

これは、説明の欄の3事業におきまして、野菜価格の低落時に、生産者に対し価格差補給金を交付するための資金造成を行うものですが、前年度の野菜価格が安定して推移したこと等により、資金造成に必要な額が減少し、減額するものでございます。

農産園芸課の説明は以上でございます。

○山下農村計画課長 同じく歳出予算説明資料の281ページをお願いいたします。

農村計画課の2月補正額は、3億1,327万4,000円の減額補正をお願いしております。この結果、右から3番目の欄になりますが、補正後の予算額は49億6,819万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

283ページをお開きください。

下段の(事項)国土調査費の2億7,351万7,000

円の減額についてでございます。

内訳といたしましては、国の補正予算に伴う8,012万5,000円の増額と国庫補助決定等に伴う3億5,364万2,000円の減額であります。

284ページをお開きください。

中ほど(事項)土地改良事業負担金の3,744万5,000円の減額についてでございますが、これは、国の国営土地改良事業予算の確定により、県の負担額を減額するものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の4ページをお開きください。

(4)の債務負担行為の追加の表、農村計画課の国営土地改良事業負担金でございます。

これは、西諸地区の国営土地改良事業について、平成28年度実施分の事業費が確定しましたことから、負担金限度額の設定を行うものであります。

農村計画課は以上でございます。

○函師農村整備課長 歳出予算説明資料の287ページをお願いいたします。

農村整備課の2月補正は、一般会計で3億1,893万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、124億2,571万7,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

289ページをお開きください。

上から5段目の(事項)農業農村振興対策事業費につきまして、2億5,786万7,000円の減額をお願いしております。

主な内容としましては、1の(1)多面的機能支払制度推進事業につきまして、農業農村が

有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであります。活動組織の合意形成に期間を要していることから、取り組み面積が計画を下回ったこと及び国の交付決定額が要求額を下回ったことによる減額でございます。

次の(事項)公共農村総合整備対策費の53万7,000円の増額と、290ページをお開きいただきまして、一番下の(事項)公共土地改良事業費の20億2,941万3,000円の増額及び291ページの一番下の(事項)公共農地防災事業費の9,117万4,000円の増額につきましては、いずれも国の補正予算に伴う増額と国庫補助決定に伴う減額によるものであります。国の補正予算につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

続きまして、292ページをお開きください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費につきまして、19億3,444万4,000円の減額をお願いしております。

今年度は、台風や集中豪雨などによる災害が多く発生したものの、当初予算の計上額を下回ったことによりまして、減額するものでございます。

続きまして、常任委員会資料の7ページをお開きください。

先ほど省略しました補助公共事業の補正予算についてでございます。

3の国の補正予算に伴う増の内訳をごらんください。

①のT P P対策等ではありますが、中山間所得向上対策として、公共農村総合整備対策費において、中山間地域の農道や用水路の施設整備のため、4,200万円をお願いしており、T P P対策として公共土地改良事業費において、畑地かん

がい施設や水田などを整備するため、21億1,973万円をお願いしております。

②の防災・減災対策として、公共農地防災事業費において、農地や農業用施設の災害を未然に防止するため、2億2,586万円をお願いしております。

④の事業効果でございますが、収益性の高い安定した畑作営農や水田フル活用等により、農業競争力強化が図られ、また災害を未然に防止することにより、防災・減災対策が図られるものと考えております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

農村整備課では、2件お願いしております。

県営ため池等整備事業（高畑地区）におきまして、限度額2,100万円と県営湛水防除工事（正蓮寺地区）におきまして、限度額4,200万円をお願いしております。

これは、国の補正予算の防災・減災対策の実施におきまして、平成30年度までの期間で今年度負担が発生するため、債務負担の設定をお願いするものでございます。

○毛良水産政策課長 平成29年度2月補正歳出予算説明資料の295ページをお開きください。

水産政策課の2月補正額は、上から2行目ですが、一般会計で1億3,345万1,000円の減額、その下、特別会計の沿岸漁業改善資金特別会計で176万6,000円の減額、合計で、一番上の行、左から2列目でございますが、1億3,521万7,000円の減額補正をお願いしております。

なお、2月補正後の予算額は、同じく一番上、右から3列目、補正後の額でございますが、一般会計、特別会計の合計で19億7,715万円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

297ページをお開きください。

一番下の(事項)水産金融対策費2,781万2,000円の減額でございます。

これは主に説明欄の1、漁業近代化資金利子補給金におきまして、漁船の建造などを促進する漁業近代化資金の利子補給額の確定により、減額となったものでございます。

次に、298ページをお開きください。

上から2番目の(事項)資源管理対策費が5,772万円の減額でございます。

これは主に説明欄の3、宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金におきまして、センターの短期運転資金としまして、当初予算で8,000万円を用意しておりましたが、債務の削減が順調に進みまして、3,000万円の融資実績となりまして、減額するものでございます。

次に、299ページをごらんください。

一番下の(事項)水産業試験費2,008万3,000円の減額でございます。

300ページをお開きください。

これは主に説明欄の5、研究開発等促進費におきまして、受託事業費の確定などに伴い、減額となったものでございます。

次に、301ページをごらんください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費176万6,000円の減額でございます。

これは、貸付金元利収入額の確定などによる貸付枠の減額補正を行うものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○田中漁村振興課長 歳出予算説明資料の303ページをお開きください。

漁村振興課の2月補正額につきましては、一般会計のみで3億6,548万3,000円の減額をお願い

いしております。その結果、補正後の予算額は右から3番目の欄でございますが、36億4,281万7,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

306ページをお開きください。

まず、1つ目の(事項)種子島周辺漁業対策事業費でございますが、7,905万7,000円の減額となっております。

これは、ロケット打ち上げに伴い、操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、共同利用施設整備につきまして、宇宙航空研究開発機構が負担するもので、事業実施主体であります漁協等の施設整備計画の変更や入札残等により、事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、2つ下の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費でございますが、4,809万円の減額となっております。

これは、効率的な操業や資源の増大等の効果による生産性の向上を図るため、漁場の整備を行う事業であります。国庫補助決定による減額でございます。

次のページ、307ページをごらんください。

2つ目の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費でございますが、2,440万9,000円の減額となっております。

これは、漁港の安全性を確保するとともに、漁業生産基盤としての機能向上を図るため、漁港整備を行う事業であります。国庫補助決定による減額でございます。

その下の(事項)公共沿岸保全漁港事業費でございますが、1,800万円の増額となっております。

これは、台風等により、海岸に漂着した大量の流木等を緊急的に除去する経費であります。

台風により、青島漁港海岸に漂着した流木等の処分費用につきまして、その所要額が見込みを上回ったことにより、増額をお願いするものでございます。

次のページ、308ページをお開きください。

(事項)漁港災害復旧事業費の1億4,649万9,000円の減額及びその下の(事項)水産施設災害復旧事業費の5,298万3,000円の減額についてであります。

これは、漁港施設や水産施設におきまして、台風等による災害が発生しなかったため、減額するものでございます。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

漁村振興課水産基盤(漁港)整備事業についてでございます。

国の補正予算に伴うゼロ国債で、平成30年度までの期間で、限度3,000万円の後年度負担が発生するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○花田畜産振興課長 同様に309ページをお願いします。

当課の2月補正額は、41億8,098万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の91億1,528万4,000円となります。

主な内容につきましては、312ページをお開きください。

一番上の(事項)畜産団地整備育成事業費、1の畜産競争力強化整備事業及び2の農畜産物輸出拡大施設整備事業につきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)飼料対策費の313ペー

ジになりますけれども、3の地域農業サポート体制支援事業につきましては、水田裏の飼料増産等に必要な資機材の一部助成等を行う事業ですけれども、裏作拡大面積が計画より少なかったことにより、減額することとなっております。

次に、(事項) 公共畜産環境総合整備事業費、1の資源リサイクル畜産環境整備事業、614万4,000円の減額及びその下の(事項) 公共畜産基盤再編総合整備事業費、1の畜産基盤再編総合整備事業、9,116万9,000円の減額につきましては、家畜排せつ物処理施設の機能維持や飼料生産基盤、飼養管理施設などの整備を行う、いわゆる畜産公共事業でありますけれども、国庫補助決定に伴い、減額するものであります。

最後に、一番下の(事項) 畜産試験場管理費、3の施設整備事業、(3) 改善事業、みやざき地頭鶏種鶏増殖施設整備事業につきましても、委員会資料で御説明いたします。

それでは、委員会資料のほうをお願いいたします。

9ページになります。

まず、畜産競争力強化整備事業であります。いわゆるクラスター事業でございますけれども、この事業は、御案内のとおり、畜産の体質強化を図るために、右ページにありますように、地域の畜産関係者で構成する畜産クラスター協議会において、畜産クラスター計画を策定し、その中で、中心的な経営体に位置づけた生産者に対し、畜舎等の施設整備や家畜導入等の支援を行うものでございます。

左のページにお戻りいただきまして、2の(1) 補正額は22億円の増額、(5)の事業内容としましては、35件の肉用牛や酪農、養豚、養鶏の畜舎等の整備を予定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

農畜産物輸出拡大施設整備事業であります。

この事業は、28年補正で、今年度整備しているチキンフーズの施設整備を継続して取り組むものでございます。

右のページをごらんください。

1の整備概要ですが、実施時期は28年度から31年度、総事業費は94億円、このうち29年度の事業費は47億1,000万円を見込んでおります。

事業実施箇所は川南町、整備しております食鳥処理加工施設につきましては、輸出国が求める高い衛生レベルに対応可能な国際基準の取得を目指して整備するものでございまして、処理加工ラインには、鮮度保持に必要な最新機器を導入いたします。

左のページに戻っていただきまして、2の(1)の補正額は20億円となっております。

最後に、13ページをお願いいたします。

みやざき地頭鶏種鶏増殖施設整備事業であります。

まず、右側のページをごらんください。

この事業は、みやざき地頭鶏の需要拡大や新規参入希望者に対応するため、新たに種鶏施設を整備するもので、生産拡大や防疫面でのリスク分散を図るため、現在、畜産試験場川南支場で飼養管理されているみやざき地頭鶏の母系に当たります、その図では、丸で囲んだ九州ロードの増殖施設等を高原町の畜産試験場本場に移転整備するものであります。

当初、28年度の補正によりまして、施設全体の整備を計画しておりましたが、より防疫レベルの高い構造への見直しや地盤強化、電気・水道工事等の延長等の必要が生じたことから、事業計画の見直しを行ったものでございます。

このため、下段の表にございますように、28年度分では、原種鶏舎、孵化貯卵施設、フェン

ス工事等を実施し、29年度は残りの原種鶏舎、管理棟、消毒施設を計画しております。

左のページにお戻りいただきまして、2の(1)補正額は9,800万円で、引き続き、地方創生拠点整備交付金の活用をお願いしております。

説明は以上であります。

○三浦家畜防疫対策課長 お手元の歳出予算説明資料のほうに戻っていただきまして、315ページをお開きください。

家畜防疫対策課の2月補正は、一般会計で1,721万2,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は右から3列目となりますが、4億4,946万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

317ページをお開きください。

上から5行目の(事項)家畜防疫対策費についてであります。

下の説明欄をごらんください。

まず、1の家畜伝染病予防事業、107万3,000円の増額についてであります。

この事業は、家畜伝染病予防法に基づく各種検査等を実施する事業であります。検査に必要な試薬等の単価が上がったことによる増額であります。

次に、4の全国のモデルとなる防疫体制構築事業、200万円の減額についてであります。

この事業は、水際防疫及び地域防疫の強化を図るものであります。補助単価の低減や対象箇所数の減少に伴い減額するものであります。

続いて、5の強い防疫づくり総合対策事業、360万円の減額についてであります。

この事業では、農場防疫の強化を図るため、国の交付金を活用して、動力噴霧器や防鳥ネッ

ト等の資材導入支援を行っておるものであります。国庫補助決定に伴う減額であります。

次に、中ほどの(事項)家畜衛生技術指導事業費の1、獣医師確保対策強化事業、250万円の減額についてであります。

この事業は、県職員獣医師の安定確保を図るための事業であります。主に修学資金の共同負担者であります国の貸与額が縮減されたことに伴い、減額するものであります。

一番下の(事項)口蹄疫復興対策事業費であります。次の318ページをお開きください。

1、口蹄疫埋却地フォローアップ事業、852万2,000円の減額についてであります。

この事業は、口蹄疫埋却地の再生整備後に、湿畑等が発生した場合に、排水対策等の追加工事を行い、農地等として有効活用を図る事業であります。整備を要する箇所が計画よりも減少したため、減額するものであります。

家畜防疫対策課は以上であります。

○押川漁港漁場整備室長 お手元の常任委員会資料の15、16ページの2枚になります。

議案第82号「民事訴訟事件の和解について」でございまして、これは、浮き魚礁の流出に伴う損害賠償請求事件の和解についてであります。

初めに、今回の表層型浮き魚礁うみさち3号について御説明いたします。

16ページの4、参考左の図、(1)表層型浮き魚礁うみさち3号の構造をごらんください。

浮き魚礁を横から見た図になります。網かけの部分は海中をあらわしております。うみさち3号は、直径8メートル、高さ11メートルの浮体であり、設置水深が825メートルであります。

浮き魚礁とは、カツオやマグロなどの回遊魚が漂流物に集まる習性を利用し、効率的に漁獲するために設置するものです。

右側の(2)宮崎県表層型浮き魚礁設置位置図をごらんください。

右上の黒塗り潰しの星マークが日向市細島港沖約37キロに、平成21年に設置し、平成24年に流出したうみさち3号の位置であります。

この左側の(1)うみさち3号の構造に示す海底の鎖部分の波線の米印マーク、シャックルと記載している連結金具が何らかの原因で外れて流出したと推定しております。

下の(3)はこのシャックルの拡大図となっております。

15ページにお戻りください。

1、民事訴訟事件の和解に至るまでの経緯でございます。

このうみさち3号が(1)平成24年6月15日に設置後、2年11カ月で流出いたしました。

(2)は、裁判所への提訴日です。県では、浮き魚礁流出原因究明委員会を設置し、流出原因を検討した結果、設計施工に重大な過失があると判断したところです。そのため、請負業者である若築建設に再設置を求めて費用の支払いを請求いたしました。これに応じなかったため、平成26年3月18日に、若築建設に対し1億7,700万円余の損害賠償請求を求めて提訴いたしました。

裁判は、(3)平成26年5月14日、第1回口頭弁論から3年10カ月、21回に及ぶ弁論準備手続の中で流出の原因等について主張してまいりましたが、(4)平成30年1月15日、裁判所からの和解の勧告がありました。

2、和解の内容といたしましては、(1)被告、若築建設株式会社が解決金として6,000万円を支払うことなどがございます。

3、和解の理由といたしましては、裁判所からこれまでの弁論準備手続を踏まえて、双方に

情報を求める形で解決金を含む内容での和解勧告を受けたところであり、和解の内容について、顧問弁護士を初め、関係部局と精査、協議を行った結果、裁判所からの和解勧告でもあり、公益に資するとの判断から、裁判所の和解勧告を受け入れたいと考え、議会にお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で、議案についての説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○高橋委員 272ページのがんばる新規就農者サポート事業。いわゆる新規はふえたんだけども、全体的に減ったというところを、再度、説明いただけませんか。

○牛谷農業経営支援課長 がんばる新規就農者のうちの青年就農者育成確保総合対策事業費のうちのがんばる新規就農者サポート事業でございますが、これにつきましては、農業次世代人材投資事業、国の150万円の研修とか、経営開始型の事業で年間150万円を最大で交付する事業でございますが、準備型につきましては、当初予定100名を見込んでおります。

これは、予算を措置するときに足りないというわけにはいかないこともあり、確保の多かった年に相当する分ということで、100名程度を見込んで予算措置したところ、83名ということでございましたので、その分が減額ということになります。

あと、経営開始型につきましては、市町村から交付をする事業でございますが、これも市町村が継続の方々と新規の方々を見込んで予算措置をしております。先ほど申し上げましたように、新規採択者というのはふえてはいるんですけども、見込みを下回ったことによりまして、

市町村からの当初要望は450名だったんですが、交付実績としては361名になったということで、減額が発生したというところがございます。

○高橋委員 魅力ある事業なわけで、いわゆる不足することはいかんということで多目にするか、余裕を持って計上されたんでしょうけれど、ここ数年の経緯というのは人数的にどんなものなんでしょう。

○牛谷農業経営支援課長 平成29年が経営開始型でいきますと360名余りでございまして、その前の年、27年、28年は320名余りというような交付実績になっています。準備型につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、平成27年に104名というのがございました。先ほど申し上げました29年は83名ということで、今100名で予算措置はさせていただいたというところがございます。

○高橋委員 これには要件がありましたよね。だから、要件に何かちょっとそぐわなくて、本当は受けたいんだけど、要件に満たなくて却下される方も結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。要件緩和をされてきたんですか。何か当初と、若干緩和されたような記憶があるんですけれど。

○牛谷農業経営支援課長 要件につきましては、経営開始型におきましても、市町村がリスクがあるということで判断していただければ、いわゆる農業後継者の方でも受給ができるようなシステムがとられています、なかなかその部分を市町村が判断した事例というのは少ないような実績になっています。

ただ、経営開始型としては、新規就農者自体がふえていることもあり、受給者自体は28年から比べると、ふえているということになるかと思えます。

○高橋委員 この事業って四、五年たちますかね。いわゆる、就農する要件もありました。じゃないと、返さないといかんからですね。そこまでまだ事業が経過していないんですかね。

○牛谷農業経営支援課長 事業のスタートは24年でございます、例えば研修、準備型の受給者であれば1.5倍、あるいは1.5倍以上就農しないといけないとか、あと研修の実態がしっかりとしていないといけないとか、そういうのもございまして。本年度からフォローアップ体制をしっかりととりますということもあり、市町村でありますとか、県も入りますが、関係機関でフォローアップ体制をしっかりと整えて、年に何回か受給者を巡回して、関係者で指導して回るようなフォロー体制をとって、しっかりと指導、支援していくというような体制を関係機関ととっているところがございます。

○高橋委員 ちなみに、リタイアで返還をしたというケースはないんですよね。

○牛谷農業経営支援課長 昨年までの実績といえますか、昨年までで私どもが把握しているところによりますと、農業経営の休止でありますとか中止でありますとかという方が5名いらっしゃいます。

○高橋委員 その方は、返還は義務ですよね。それは返還をされているということでいいですか。

○牛谷農業経営支援課長 経営開始型につきましては、少なくとも就農はされていたということなので。制度が、仕組みが少し変わって、今後はちゃんと就農していかないと、先ほど申し上げましたように、年限就農していかないと、返さないといけないということになっていますが、この時点までは返さないといけないということはございませんでした。

○高橋委員 税金で事業をやっているから、義務を果たすという決まり事が交わされているわけで、その返還義務はなかったと理解していいんですか。

○牛谷農業経営支援課長 交付停止、中止の場合というのがしっかりとした、ちゃんとした就農の実態がないとか、そういう場合は返還義務が生じる場合もございますが、多くは病気になったりとか、体調不良だったりとかということで、農業が継続できないようなこともあった場合には、返還義務はないというようなことになっておりまして、そういう場合もあります。どちらが多いかというのはなかなか難しいところではありますが、そういうふうな仕組みにしてあります。

○高橋委員 就農困難の理由によって返還免除があり得るということですね。

○牛谷農業経営支援課長 例えば、医師の診断書が出ている場合とか、そういう場合には、免除の場合というのは当然ございます。

○来住委員 一つ教えてください。

農政企画課の262ページなんですけれども、鳥獣被害防止対策事業。これが、約1億減額になるんですよね。それで、実に平凡な質問なんですけど、1億円も減額がされてしまえば、事業として成り立つのかなというのが一つ心配で、しかし、ずっと右のほうを見てみると、結局28年度も最終予算は当初予算に比べたらかなり減っているんですよね。

ですから、どういうふうに理解すればいいのかなと思ったものですからお聞きするんですけれども。だったら最初からこんなにたくさん上げていなくてもいいんじゃないかなという実に平凡な質問なんです。

もともとこれだけの事業をしたいということ

で予算を組むんでしょから、それが1億円も減ってしまうと、じゃこれのもとと事業として成り立つのかなというのが気になったのが一つと、去年のと比べれば余り変わらないなというのがあって、ちょっと教えてもらえればいいと思います。

○鈴木新農業戦略室長 今、来住委員から御指摘いただきました減額の関係でございますが、皆様御案内のとおり、鳥獣被害というのが幸いにして年々減少してございます。その分、当然、国庫からの交付決定というの、割り当てが全国で多いものですので、なかなか当初と比べまして、かなりの差が当初から生じて、その要望額に対しての実際の実行額というのは全国の中でバランスをとられますので。そのため、本県の中でも当初の要望と、そしてその実施、当然、以前御指摘いただきましたような柵をつくるに当たっての事前の勉強とか、そのような工期等も勘案しまして、比較的多目に要望させていただいたような、そういう経緯でございます。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

○山下委員 279ページ、青果物安定対策事業費。これは農家にとっては一番大事な安定対策だろうと思っているんですが、今回当初予算、28年度の予算を見て、動態をちょっと今比較をさせていただいたんですが、マイナス1億2,800万ということですので、この捉え方というのは、割と野菜が高かったということなのかな。ちょっとそこ辺の分析を教えてください。

○土屋農産園芸課長 委員の御指摘のとおりでございます。今回の造成は28年度に価格補填として出された金額を穴埋めするような予算措置になってございましたけれども、28年度の場合は大体3事業を平均いたしまして、交付率が7%と、大体最大で十六、七%下落して交付す

ることもございますけれども、それに比べますと、割と安定した価格で推移したということでございます。

○山下委員 わかりました。2年前でしたか、キャベツにしても大根にしても底値で、大変な農業状況だったんですが、今、宮崎県が本当に力強い農業経営体を進めるということで、食品加工とか6次産業とか、農家契約も進めてきているんです。今回いろんなところで話を聞く中では、いわゆる契約の価格より市場価格のほうが数倍高かったということで、非常に契約の難しさというのがまた今回出てきたんですよ。

例えば、大根は1本での栽培契約をしているみたいですが、市場価格は1本が100円ぐらいしたわけです。100円以上。白菜だってそうだろうと思うんですが、特異な去年の暮れからことし前半にかけて契約の難しさというのが浮き彫りにされてくるし、でも、その辺の契約と市場価格との調整というのが本当に難しい状況だなというのを今回改めて感じたんですが。何かそういう、いわゆる加工業をやっているところのいろんな契約の方法が出てくると思うんですが、そこ辺との問題調整とか、何か皆さんへの相談とか、何かこうしないといけないよねとか、この状況を見て何か感じるところはないですか。

○土屋農産園芸課長 ちょっと難しい御質問ではございますけれども、この青果物価格安定対策事業そのものが価格、要するに市場価格が低迷したときの対策をするもの。それはなぜかと申しますと、それぞれ県であるとか、関東、関西であるとか、消費地に重要な野菜——例えば指定野菜は、キュウリとかピーマンとかトマトとか、そういう重要な野菜をきちんと消費地に届ける目的がございまして、そこで価格が低落したときに補填をするということが根本にござ

いますので、確かに議員おっしゃるとおり、少し、契約、ことしのような乖離があるのかと思っております。

○山下委員 この項目でどうということじゃないんですが、本当に今、加工産業に入っている人たちも契約して、そして人を雇用して、付加価値を高めて出そうとしているわけでしょう。その中で、物が入らないということは致命傷なんですよね、原料が入らないということ。出口の価格は決まっている。加工産業が漬物にしても、出口は決まっている。じゃ農家にしたら3,000円で契約していたものが3倍の1本が100円で売れるんだったら、心理的には、このもうかるときにもうかりたいというのが農家の1次産業のそれでしょうけれど、契約というのはすごい難しいんです。

加工産業をする人たちも契約して、年次計画を立てて、出荷体制もちゃんと出口を確保する、人も雇用して、年間雇用でやろうとしているわけでしょう。非常にその問題整理を今後の課題として、この整理を教訓として、何らかの形をやっていないと、経営が存続できないのかなと。具体的なそういう対策ってないんですよね。どうなんですか。

だから、事業推進をどんどんしてくる中で、経済というのは生き物ですから、体力があればいいんでしょうけれど、体力のないそういう加工業とか、そういう人たちにどんどんどんどんいい話をしながらやってきて、こういう状況になってくると、非常に将来的に継続というのが厳しいのかなと、つくづく今回考えたものだからね。

○土屋農産園芸課長 確かに御指摘のとおりだと思っております。

しかし、一方で、契約栽培は、所得が見込め

るというメリットもございますので、やはり所得を残していくためには、コストの削減等が必要でございます。今回の御質問でいただきましたけれども、大規模法人であるとか、それから集落営農組織であるとか、そのあたりの中心経営体に対しての支援をしていかなければならないというふうに考えております。

○山下委員 ぜひ検討しておいてください。そういう加工産業の人たちも、契約だけではなくて、例えば1次産業、自分で物をつくっていくことの比率をある程度高めていくとか、いろんな考え方、対応をしとかなないといけないのかなという思いでしたので、よろしく願いいたします。

それから、274ページの農地中間管理機構。この数字を見てびっくりしたんですが、マイナス計上というのがですよね。もう壁に来たということで、今回もちょっと質問で上げさせていただきましたが、何かもうちょっと管理機構のですよね。目標数値に対して実績数値が上がってこないというのは何の壁があるのかな。私の見ているものと皆さんが何か考えていることと差異があったら教えてください。

○浜田農地対策室長 御質問の予算の件で申しますと、昨年度から国の交付金の対象が非担い手から担い手に新規集積した分だけの交付金を出しますという制度に変わったんですね。その関係で、さきの常任委員会でも御説明いたしましたけれども、本年度3,000ヘクタールを目標に各関係機関が協力して進めてきているんですが、当初予算時点では3,000目標のうちの1,010という数字が新規集積面積の目標ということで当初予算を編成しました。

ところが、新規集積の面積が伸びなかった400ヘクタールということで減額の補正をさせてい

ただくということで。当初積算の時点からいたしますと、半分弱の予算になったということでございまして、これは交付金の予算の関係でいきますと、そういうことになるんですけれども、中間管理事業全体で申しますと、本年度は農業委員会法の改正等もあって、農業委員会の協力も得られつつあるという協力体制のもとに、集積自体は1月末現在の数字でいきますと、1,500程度の機構投資の集積が実績となっております。中間管理事業自体は、昨年ちょっと落ち込んだんですけれども、またちょっと上向いたということで。国のほうも制度的には来年度、5年目の見直しを行うということになっておりますので、そこらの動向を踏まえた上で、また新たな展開が出てくるとは思いますけれども、徐々にことしV字で復活したということで、まだまだ集積については伸びる余力があると思っておりますのでございます。

○山下委員 今回質問の中でかなり議論をさせていただきましたが、一体的な生産産業構造。これをしっかりと捉まえて、数値目標を、正確な数字を出して、そのための対策を2年、3年かけてやらないといけないわけですから、今から本当に5年、10年先のことを見通した政策実行をぜひお願いをしておきたいと思っております。

それから、その上の農業大学関係ですが、28年度入学生が大分増加したということで、私たちも期待をしているんですが、この4番目の施設整備費で524万1,000円というのが出ているんですが、これは学生が増加したから何か施設整備をしなくちゃいけなかったのか、古くなったところを整備したのか、ちょっとそこ辺のことを教えてください。

○牛谷農業経営支援課長 施設整備費につきましては、9月補正予算で堆肥舎の設置というこ

とで補正をしていただいたんですが、その建設予定地を設計をするところに見ていただいたところ、今の設計のまま立てると、地耐力が不足していて沈んでしまう可能性があるという指摘を受けまして、その地盤沈下対策を増額した上で、来年度に繰り越して、堆肥舎を設置させていただくというものでございまして、常任委員会資料の繰り越し事業のところ繰り越しの総額をお願いしているところでございます。

○高橋委員 委員会資料の、11ページの事業の目的に、地鶏の生産量が全国第4位とありますが、せんだって生産者と話していたら、鹿児島が背中に来ているよと、追いつかれる、追い抜かれるかもしれんよという話を聞いたんですよ。現状はどんなですかね。

○花田畜産振興課長 鹿児島につきましても、黒鶏ということで、昨年からかなり売り出しをかけておりますので、かなり厳しいところもあるとは思いますが、我々は我々としてまだまだ目指すべきところがあると思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと考えています。

○高橋委員 今回事業を計上、予算を提案いただいているのは施設整備じゃないですか。確かにこれがないとふやせないわけで、輸出の関係もあるわけですから。問題は、いわゆる宣伝、PRをしっかり一緒にやっていく営業。こういったところは、例えば13ページの下のほうにありますよね。事業の効果に、生産基盤のさらなる強化による販路・消費拡大なんだろうけれど、この事業をすることによって販路・消費拡大というのがおのずとついてくるのかなど。そこら辺をもうちょっと説明をいただくとありがたい。

○花田畜産振興課長 地頭鶏につきましては別途、また改めて来年度予算のほうで議論をいただきますけれども、PR経費なりというのはそ

ちらのほうで見ておりまして。今回につきましては、畜産試験場における種鶏の維持管理施設で規模拡大を図って、今52戸程度の農家さんしか供給ができていないものを、これまで新規で認めていなかったというのがありますので、そういったところを供給しながら拡大していこうというものでございます。

○高橋委員 わかりました。では、その議論は、来週ですね。宮崎牛は申し分ない環境が今できつつあって、これは供給が足らなくなるんじゃないかぐらいの心配をするんでしょうけれど、地頭鶏の場合には、また当初予算の委員会の場でいろいろ説明をいただいた上で、意見交換させていただきたいと思っております。

○花田畜産振興課長 非常に厳しい予算の中で、満足いく回答ができるかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○後藤委員長 ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、議案についての質疑を終了いたします。

続きまして、その他報告事項に関する説明をお願いします。

○外山漁業・資源管理室長 常任委員会資料の19ページをお開きください。

平成29年度ウナギ稚魚の採捕状況等について、御報告いたします。

初めに、1の平成29年度ウナギ稚魚特別採捕許可等の概要についてです。

本県におきましては、全長25センチメートル以下のウナギは、内水面漁業調整規則でその採捕を禁止しております。しかしながら、養殖用の種苗を供給するために採捕をする場合などに限って、特別にその許可をしております。

(1)の採捕上限数量は、養殖業者や河川組

合の採捕者等の関係者の要望を踏まえまして、
本年は500キロとしております。

(2)の採捕者数は、主に内水面漁業協同組合の組合員755名のほか、内水面振興センターに許可しております。

(3)採捕の期間は、例年、12月から3月の間で決定しておりますが、本年は平成29年12月11日から平成30年3月25日までとしております。

(4)県内のウナギ養殖業者の許可数は46件で、平成27年度よりウナギ養殖業が農林水産大臣の許可制となっており、養殖場に入れられる稚魚の数量が決められております。今回は、県全体で3.6トンとなっております。

2の採捕状況についてです。

2月末現在の採捕数量は53キロで、前年度同期の約16%となっております。

下のグラフは、平成21年度以降の採捕量の推移を示しております。

平成28年度までは最終的な採捕数量を、平成29年度は2月末現在の採捕数量です。各年度168キロから545キログラムの採捕量になっております。本年度は残り20日間の採捕期間がありますが、このまま推移いたしますと、過去最低量となりそうです。

右の20ページをごらんください。

3の池入れ状況についてです。

表は直近3カ年のシラスウナギの池入れ数量を示しております。

各年の漁期と記載しておりますのは、シラスウナギの池入れが始まる前年11月から当該年5月までの期間を示しております。

まず、表の下段の全国でございますが、平成28年、平成29年において、19.7トン、19.6トンでした。

一方、上段の宮崎県でございますが、平成28

年、29年において、それぞれ3.5トンの池入れがありました。

また、表中の括弧内の数字につきましては、各年漁期の1月末時点での数量でございます。

全国におきましては、1月末までは、平成28年、平成29年は約10トン前後、宮崎県におきましては、1月末で2.5トン前後の池入れ量となっておりますが、平成30年漁期につきましては、過去最低の採捕量となっております。

なお、池入れ量は全国1.5トン、うち宮崎県は0.6トンとなっており、表の下の円グラフを見ていただきますと、全国の池入れ量に対する宮崎県の池入れ量につきましては約4割程度となっております。

平成28年、平成29年における全国に占める宮崎県の池入れ数量は18%でしたけれども、平成30年の1月までの池入れ量では、先ほど申しましたように、全国に占める量が4割となっております。この理由は、例年1月ごろまで池入れを行い、夏の土用のうしの日に向けて出荷を行う養殖形態の割合が全国と比較して高いことが考えられます。

下段にニホンウナギの一生を図にしております。

ニホンウナギは5年から15年間、河川や河口域で生活をした後、日本から約2,000キロメートル離れたマリアナ海溝付近の海域で産卵いたします。

図の実線部分がこれまでの研究で明らかになっている経路、点線部分はまだ不明な状況でございます。

資源の減少要因が特定されていない中ではあります。実行可能な対策を実施する観点から、国内におきましては、シラスウナギの池入れ量の制限、採捕の制限、親ウナギの採捕制限とい

う三位一体の資源管理対策を推進しているところでございます。

本県におきましても、主要なウナギの養殖県、シラスウナギを採捕する県としまして資源管理対策を推進してまいります。

ウナギ稚魚の採捕状況等については以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の21ページをお開きください。

太平洋クロマグロの小型魚の操業自粛についてでございます。

初めに、1の経緯です。

我が国では、資源状況が低迷する太平洋クロマグロについて、国際的なマグロ類の管理機関でありますWC P F C、いわゆる中西部太平洋まぐろ類委員会の決定を踏まえまして、平成22年度から漁獲量の上限を定めるなど資源管理の強化に取り組んでおります。

この漁獲量の管理の仕組みについては、現在の管理期間であります第3管理期間を例に御説明いたします。

ページ中段の表、国全体の状況（第3管理期間）をごらんください。

表は左の列から、漁業種類、漁獲枠、実績、残枠となっております。

国全体の漁獲量の上限は、左から2番目の一番下の段、3,424トンであります。ここから国が管理する留保分78トン差し引いた後に、漁業種類ごとに、大臣が管理する沖合漁業の1,606トン、知事が管理する沿岸漁業の1,739トンに割り当てられております。

沿岸漁業分は、さらに各県の過去の漁獲実績をもとに割り当てられ、数量を管理する仕組みになっております。

表の左から3列目の漁獲実績をごらんくださ

い。

漁獲実績は上下2段で表示しておりますが、上段は本年1月に操業自粛要請発出時の状況で、下段は2月の速報値であります。

表3行目の沿岸漁業の実績をごらんください。

昨年秋の北海道の定置網などで起こった短期間の大量漁獲を主な要因としまして、本年1月の段階で、漁獲枠を上回る1,853トンとなりました。これに沖合の実績1,348トンを含めると、計3,201トンとなり、全国の全漁業種類の漁獲枠の9割を超過したことから、水産庁は本年1月23日付けで操業自粛要請を発出、これを受け、本県におきましても同日付けで県内の全沿岸漁業者に対しまして操業自粛を要請したものです。

次に、2、本県の状況ですが、下の表をごらんください。

漁獲枠11.8トンに対しまして、実績5.2トン、消化率は44%であります。いまだ半分以上の漁獲枠を残しております。

管理期間が今年6月まででありますことから、漁業者の皆さんには今後も操業の自粛をお願いしているところです。

なお、第3管理期間に残った漁獲枠につきましては、本年7月からの第4管理期間に追加することが水産庁において検討されているところでございます。

右側の22ページをごらんください。

3、今後の対応でございます。

操業の自粛による漁業経営の影響緩和対策であります。

(1) 漁業収入安定対策事業の利用推進については、従前から資源管理を行う漁業者に対しまして、漁業共済と積立ぶらすを利用した支援が行われてきましたが、今般、クロマグロ資源管理を行う漁業者に対しましては、さらに積立

ぶらすの算出基準額の下げどめの特例が措置されたことから、現在、強度資源管理タイプを利用されている142経営体及びまだ本制度を利用されていない経営体に対して利用を促進し、減収対策を図ることとしております。

次に、(2) 定置網における放流支援事業です。

この事業の積極的な利用を行う予定にしております。今般、定置網に入網したクロマグロの放流に対して放流実績掛ける単価による支援事業ができましたことから、本事業を積極的に利用し、定置網における影響緩和を図ることとしております。

さらに、(3) の支援対策の要望についてでございますが、関係漁業者と協議しながら、必要な支援対策につきまして国へ要望することとしております。

説明は以上でございます。

○花田畜産振興課長 畜産振興課でございます。引き続きまして、23ページをお願いしたいと思います。また、本日お配りしました追加資料のほうを右に置いていただいて、見ていただきたいと思います。

第90回アカデミー賞授賞式のアフターパーティにおける宮崎牛の採用について御報告いたします。

今般、1の概要にありますように、ガバナーズ・ボールと呼ばれるアカデミー賞後のパーティにおきまして提供されます料理で、宮崎牛が採用されたと発表されたところであります。特定の産地の和牛としては、初と聞いております。

2の経緯につきましては、アカデミー賞公式シェフと呼ばれる、ウルフギャング氏に対する本県都城市出身の映画監督曾原三友紀氏の働きかけにより実現したものでございまして、宮崎

牛が全共で内閣総理大臣賞を3大会連続で獲得したこと等、日本一の和牛であることを評価いただいたところでございます。

3の具体的内容につきましては、お配りしました資料もあわせて見ていただきたいと思いますけれども、まずプレスレビューとして、3月1日に世界各国のメディア、初めは300社と聞いておりましたけれども、当日は550社ぐらい来たということでございまして、写真を見ていただきたいんですけれども、中段の写真にありますように、パック氏本人から食材の紹介が行われたところでございます。

なお、部長のほうからもございましたけれども、パック氏からは、今回の食材の中で最高なものは宮崎牛なんだと、やっと最高の牛肉に出会えた、オスカー像を贈りたいくらいというような紹介があったというふうに聞いております。

また、本番につきましては、3月4日のアカデミー賞授賞式直後のパーティにおきまして、ノミネート俳優や招待客約1,500人に対しまして、世界の一流食材を用いた60種類以上の料理の中で、宮崎牛を使用した2品、写真の上段右側でございますけれども、宮崎牛のタルタルとステーキが登場したということでございます。

なお、下段の写真、一番下にありますけれども、当日も代表的な料理を紹介するプレートにおきまして、宮崎牛のブロックを中心に飾られるとともに、宮崎牛プレート——木でつくったプレートで、宮崎牛と文字が入っているんですけれども、主役級の取り扱いというようなところを受けたところでございまして、好評であったと伺っております。

宮崎牛がハリウッドセレブなどを通じまして世界へ発信される絶好の機会となり、知名度アップに大きく貢献するものと期待しております。

でございまして、国内におきましても、既に全国放送で非常に注目を浴びるような形で報じられておりますことから、今後の活動につきましても、こういったものを活用しながら、引き続きブランド強化を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上でその他報告事項についての説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○山下委員 まず、アカデミー賞、本当にうれしく思います。ありがとうございます。車に乗ってれば、全国のテレビ、ラジオで、しょっちゅうこの報道がされておまして、いや、本当に火がついたなという思いで報道を見ていました。この牛のトレーサビリティはわかっているの。

○花田畜産振興課長 この場では持ち合わせておりませんが、調べればわかると思います。

○山下委員 これは公表できるの。

○花田畜産振興課長 検討したいと思います。

○山下委員 というのは、今回このアカデミー賞で使っていただいたということは、物すごいインパクトだろうと思うんですよ。今までは松阪牛と神戸ビーフというのが世界で一番、価格で。国内もそうですが、宮崎牛もここまで来られて、松坂、神戸に追いつけるような何か気持ちというのが出てきたんじゃないかなという期待をしているんですが、結局、宮崎県の生産農家、生産者、肥育農家、この認識でどれだけ自信を持たせるか、そのことも大事だろうと思うんですよ。

それで、今後、この実績というのを県、ミヤチクと一緒にタグを組んで、例えば世界に向けたどういうPRをしていくとか、私はその構

想というのがどんどん出てきてるのかなと思うんですが、そこ辺はどうなんでしょう。

○花田畜産振興課長 まず、戦略プランというのをつくっておまして、国内におきましても地域別につくっておりますし、国外についてもやっ払いこうということで、今、プランは策定しております。

また、経済連、ミヤチクを含めて、3者でいつも一体となって取り組んでおります成果が今日の成果ということで考えております。今回のケースを受けた具体的なものというのは、まだ持ち合わせておりませんが、引き続き来年度——これもまた来週の予算の中で御審議いただきますけれども、そういったPR経費等の増額を考えておりますので、そういった中でPRを引き続きやっていきたいと考えております。

○山下委員 よろしくお願ひします。

そして、新聞だったかな、ちょっと生食で食べたというような記事があったんですが、それは間違いないの。どういう食べ方をしたんだろうか。

○花田畜産振興課長 詳しくはわかりませんが、タルタルということで、ユッケ的なものに見えますが、その詳細につきましては、ちょっと持ち合わせておりませんが。

○山下委員 また、詳しく教えてください。

それと、飛躍的にこういうブランドが高まって、認知をしていただくことが一番大事ですよ。畜産新生プランか。この中で、生産の効率を高めていくために——今20カ月肥育の実績だろうと思うんですが、いわゆる生後27カ月ぐらいで早期出荷をしていくんだというような県の方針もあったかと思うんですが、今から宮崎牛をやっていく中で、どのレベルというのを中心に肥育農家に普及、啓発してやっていこうとし

ているのか、そこをちょっと教えてください。

○花田畜産振興課長 これは、先ほどの肉の番号がどうだという話もありますけれども、県全体で、今、上物率が85%まで来ていて、みんなの取り組みでの成果ということでまず1つ捉えたいというのと、肥育につきましては——全共等につきましては、かなり早い月例での競い合いというのもございますけれども、熟成と申しますか、月例にかなうものはないというふうに考えておりますので、現状の和牛としての体系としましては、去勢であれば28カ月程度の肥育ということになるのかなと考えております。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

○高橋委員 今の宮崎牛に関連して、まだこれからだと。アカデミー賞の中でどれだけ騒がれたかというのは、翌日の新聞を楽しみに隔々見るんですけども、いろいろなコメントが載っているんじゃないかと思って。いろいろな俳優さんの食べた感想とかですね。

だから、私は、今からこれ物すごい大騒ぎになるんじゃないかなと思って、わくわくしているんです。供給も追いつかなくなるんじゃないかと、さっき大げさな話をしたんですけど、それはそれで本当いろいろ対応に追われるぐらいに忙しくなると思いますので、覚悟しておいてください。

別の、クロマグロの小型魚の操業自粛なんですけれど、まず数字の確認です。中段の四角囲みで数字が入っていますよね。沖合は、漁獲枠が1,606。1月の実績が1,348で、2月が1,349ですよ。これは理解できるんですけど、次の知事管理の分は、漁獲枠がもう既に1月で超しているのに、また2月でその枠を超えているじゃないですか、この魚はどこに行ったんでしょう。

○外山漁業・資源管理室長 この漁獲枠全体で

いきますと、国の枠はまだ超えていないということで、とれてしまったもの、基本的に生きて海に返せないものについては漁獲するという事になっておりますので、操業の自粛はしておりますけれども、漁獲した時点で死んでしまっていたものについては流通をさせているということになります。

○高橋委員 1月の時点で、いわゆる自粛要請を出しているじゃないですか、その後に2月にとっている数字ですよ。だから、ペナルティーとかないわけですね。

○外山漁業・資源管理室長 この第3管理期間、平成29年の7月からことし6月までの期間につきましては、沿岸漁業については、罰則というのがございません。

それで、全国各県に割り当てられました漁獲枠を持って、まだ漁獲枠がある県等が全部消化しないうちに操業自粛になっている関係で、まだ自分たちは漁獲できるのではないかということでとっておられる漁業者もおられます。その関係で、漁獲枠が1月から2月にかけてふえているという状況です。

○高橋委員 周知がしっかり徹底していなかったがゆえのこういう結果なのかなと、今ちょっとお話を聞きながら思ったんですが。ただ、これ早い者勝ちで、すれすれのところで操業して、とって、売った人がこれ得ですよ。結局、真面目に、自粛しないといかんのかなということで受け入れた漁師というのは、結局、補填が何かあるかもしれませんけれど、収入ゼロじゃないですか。

だから、今から先、もしそういう事実が出たときには、ペナルティーは発生するんですか。

○外山漁業・資源管理室長 今、国が各県に漁獲枠というのを割り当てておりますけれども、

もしこの枠を超えた場合におきましては、来年度の期間、第4管理期間、1年間のうちから差し引くということを実施するということになっております。

○高橋委員 いわゆる単体の漁師にはペナルティーいかないということですね。結局、全体責任で、また漁獲枠が下がっちゃうから、真面目に自粛した人には、また重みが来るということになるわけじゃないですか。

○外山漁業・資源管理室長 現在、第3管理期間ですけれども、第4管理期間、ことしの7月からは、法に基づく管理が行われるようになりまして、これで枠を超えた場合とかにつきましては、罰則が発生いたします。

○高橋委員 その罰則の中身がもしわかっているならば、教えてください。

○外山漁業・資源管理室長 例えば、漁獲枠を超えて、割り当て量を超えて漁獲したということになりましたら、重ければ3年間の懲役または200万円の罰金という罰則がついております。

○日高副委員長 関連で、基本的にこのマグロの漁獲量というのは、これは日本だけじゃなくて、世界中がマグロをとっておるんですけど、こうやって自粛するのは日本だけです。ほかの国は365日とりっ放し。とって、痩せたマグロから、とったらいかんのまでとってしまっ、日本だけこうやって真面目にしているんですよ。これは、結局、国の問題だと思うんです。

宮崎県の場合は、この定置網は結構入ってるけれど、マグロがはえ縄になってくると、まだ実績を達していない部分があつて。本県のマグロ、はえ縄の現状について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○外山漁業・資源管理室長 本県のマグロはえ縄漁といいますのは、県全体でおおよそ1

万9,000トンぐらいの漁獲がございます。今回のこのクロマグロにつきましては、漁獲量がおおよそ近年は100トン前後で、そのクロマグロにつきましても大型のクロマグロ——例えば100キロとか百二、三十キロとか、そういうものが主体でありまして、今回操業自粛の対象になっております小型のクロマグロ、30キロ以下のクロマグロにつきましては、宮崎県近海では春、2月から6月と7月から8月にかけて漁獲される1キロから2キロのマグロということになっております。

それで、またこれまで過去7年前にヨコワと言われる1キロから2キロのクロマグロがたくさんとれた時期があつたんですけれども、それ以降、ずっととれておりませんで、昨年またたくさんとれたと、そういう状況にあります。

○日高副委員長 ということは、これについて、本県のマグロはえ縄漁船については、そんなにこのことが影響はしないということでしょうか。

○外山漁業・資源管理室長 春から夏にかけて小型のクロマグロを漁獲しようと思っておられた漁業者の方もいらっしゃると思いますので、その方については影響があるということになります。ちなみに、昨年につきましては14.7トンの枠に対しまして39トン、小型のクロマグロを漁獲しておりまして、その差である25トンについては、今後9年間に分けて、少しずつその枠を削って国に返していくというようなシステムになっております。

○日高副委員長 今、基本的にマグロも安いですよね。海外で人気が出てきたというけれど、ほとんど高値ではないわけですよね。だから、これはどっちかという、国の問題だなという気がするんですけど、国家間の問題ですね。どうにか今後の対応、救済策というのを、この

表にあるんですけれど、ちょっと考えていかないと。船も小型でも1艘つくっただけで1億5,000万か6,000万するわけですから、その辺もちょっと考えてもらえばいいかなというふうに思いますので、またそのような検討をお願いします。

○外山漁業・資源管理室長 この共済事業と積立ぶらすの経営安定対策事業について、今後も共済組合等と一緒に説明にまいっていきたくて思っております。

○濱砂委員 ウナギがとれないようなんですけれど、今、値段はどのくらいしているんでしょうか。

○外山漁業・資源管理室長 本県のシラスウナギの1キロ当たりの単価ですけれども、現在は160万円と。

○濱砂委員 これ1匹当たりになると、どのくらいになりますか。

○外山漁業・資源管理室長 約300円ぐらいになります。1キロ当たりにおおよそ5,000尾から6,000尾おりますので、おおよそ300円ぐらいになります。

○濱砂委員 53キロしかないんですけれど、あと3.6トンまでにはかなりの量なんですけど、あとはこれどこから持ってくるんですか。

○外山漁業・資源管理室長 本県の養鰻業者の方は11月から1月にシラスウナギを池に入れて、土用のうしの日の7月から8月に出荷される単年の形態と、1月から、4月から5月までに稚魚を入れまして、周年飼育する方の、おおよそ2つに分かれております。現在、シラスウナギを単年で行う養殖につきましては、今からシラスウナギを入れても土用のうしの日には間に合いませんので、これからシラスウナギを入れる方については周年で飼育するというようになります。

しかしながら、去年は、宮崎県の単価が71万であったものが160万ということになりますと、池入れをされるのか、あるいは休まれるのか、そういう選択をされると思われます。

○濱砂委員 輸入はないんですか、輸入の稚魚というか。

○外山漁業・資源管理室長 本県のこれまでのシラスウナギの導入状況ですけれども、約4割が国外、5割が国内、そして本県内が1割というのがこれまででした。本県は、今0.6トンという池入れ状況ですけれども、ほとんどが国外からの輸入のシラスウナギということになります。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちましてその他報告事項についての質疑を終了いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時47分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決ですが、あすの午後1時ということで決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。先ほど出ました御意見等々を参考にしながら、あとは正副委員長に御一任ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成30年3月7日(水)

○後藤委員長 では、そのようにさせていただきます。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時47分散会

平成30年3月8日(木曜日)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

午後0時59分再開

○後藤委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時0分閉会

出席委員(7人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 課 主 任 主 事	八 幡 光 祐

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第55号、第59号、第60号、第61号、第65号及び第82号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他何かありませんか。